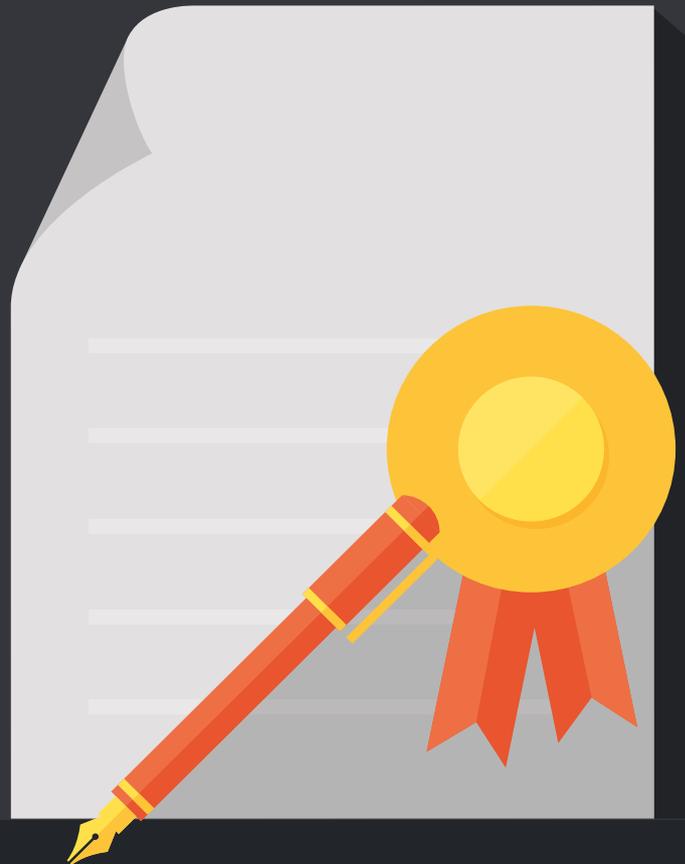




口座契約条件

2017年11月1日 発行



HIGHLOW MARKETS PTY LTD

ACN: 143 553 628 | +61 [0] 2 9934 0222 | www.highlow.net
Level 14, Macquarie House, 167 Macquarie Street, Sydney, NSW 2000, Australia

Copyright. Audax Legal Pty Limited 2013

目次

| | | |
|-----|-------------------------|----|
| 1. | はじめに | 5 |
| 2. | 解釈 | 5 |
| 3. | 本口座 | 10 |
| 4. | 計算および価値評価 | 11 |
| 5. | 指名および権限保有者 | 11 |
| 6. | 注文 | 12 |
| 7. | 配分方針 | 14 |
| 8. | オンラインサービス | 13 |
| 9. | 確認書 | 15 |
| 10. | 顧客の確認 | 16 |
| 11. | ハイロー・マーケットの保証 | 17 |
| 12. | 本取引のリスク | 17 |
| 13. | 手数料および料金 | 18 |
| 14. | 顧客の資金および分別口座 | 20 |
| 15. | 維持証拠金 | 22 |
| 16. | オープンポジションのロールオーバー | 23 |
| 17. | 情報および助言 | 23 |
| 18. | 個人情報 | 24 |
| 19. | 紛争 | 25 |
| 20. | 録音 | 25 |
| 21. | お客様の能力、表明および保証 | 25 |
| 22. | マネーロンダリング防止およびテロリスト資金対策 | 27 |

| | |
|----------------------|----|
| 23. 責任の制限、損害補償および支払い | 27 |
| 24. 債務不履行 | 29 |
| 25. 通知 | 31 |
| 26. 法定代理人としての当社の使命 | 31 |
| 27. 口座解約 | 32 |
| 28. 総則 | 32 |

付則

| | | |
|----|------------------|----|
| 1. | 追加の表明、保証および約束 | 34 |
| 2. | 保証および補償 | 38 |
| 3. | 外国為替取引 | 39 |
| 4. | OTC契約 | 42 |
| 5. | ハイロー・バイナリー・オプション | 49 |

1. はじめに

- 1.1 本契約条件はお客様が当社に開設される本口座について規定するものです。お客様に適用される契約条件は当社がお客様に提供する本金融商品または金融サービスにより異なります。本金融商品または金融サービスはすべて本文中の一般条件および別紙の規定に従って提供され、お客様が特定の金融サービスの利用または特定の本金融商品の取引を随時行われる場合には当該規定が適用されます。
- 1.2 お客様の本口座に関して、「本契約条件」とは、本文書および別紙(随時の修正を含みます)中の契約条件でお客様に適用されるものをいいます。
- 1.3 本口座を開きいただくためには、申込書(オンラインでお客様にご提供いたします)に漏れなくご記入いただくことが必要です。お客様が申込書でご選択された一つまたは複数の本金融商品または金融サービスについて、当社は承諾するかお断りするかを自己の裁量により決定することができます。
- 1.4 本契約条件は下記各時点のうち最も早い時点からお客様の本口座に適用します。(a) 特定の本金融商品または金融サービスについての申込書によるお客様のお申し込みを当社が受領した時点 (b) それ以外の形で、当社がお客様への本金融商品または金融サービスの提供を同意した時点 (c) お客様が本注文その他の形で当社に初めて本金融商品の提供をご指図された時点。
- 1.5 本契約条件、お客様が当社に対してお求めの本金融商品に関する金融商品開示文書(PDS)その他、本口座に関して当社がお客様に提供するすべての文書をお客様がお読みの上ご理解いただいていることにつき、確認し、同意していただきます。お客様には、当社がお客様のために本口座を開設することをご承認いただきます。
- 1.6 お客様が当社の「金融サービスガイド」(FSG)を受領されお読みになった上ご理解いただいていることにつき、確認していただきます。当社はFSGを随時変更する場合があります。最新のFSGは当社ウェブサイト上で入手いただくか当社までご請求ください。
- 1.7 本金融商品の取引および本契約条件上の当社の義務の履行はすべて関係法令に従って行われることにつき、確認していただきます。
- 1.8 当社が本契約条件に従ってお客様に提供するサービスには法律、税務、財務または会計に関する助言を含まないことにつき、ご確認していただきます。本契約条件中に明示した場合を除き、当社は本契約条件により受託者の資格で

をなすものではなく、本契約条件に關係して当社がお客様に提供するサービスについて当社は受託者としての義務を負いません。

- 1.9 本契約条件は個人的な財務上の助言に該当せず、特定の本金融商品またはサービスがお客様に適している旨の推奨または意見にも該当しません。
- 1.10 当社の責任は当該主体に対してのみ生じます。当社は何らかの者に対する代理人、受託者、ジョイントベンチャーまたは保証人ではありません。
- 1.11 当社は本契約条件に基づく裁量権を持ち、お客様の本取引に対して影響力を行使することができます。当社が自己の裁量で行う事項について、その方法をお客様がご指示いただくことはできません。当社が裁量権を行使する際にはオーストラリア金融サービス免許保有者としての当社の法的義務を遵守します。当社は当社の方針に配慮するとともに、当社自身ならびに当社の全顧客、取引の相手方に対する当社の義務、市場動向および当社の風評に関するすべてのリスク(財務、信用および法律上のリスクを含みます)に配慮します。当社が裁量権を行使する際には妥当な行動をとるよう努めますが、当社はおお客様の利益を最優先に行動する義務またはお客様の本口座の損失を最小化する義務を負うものではありません。

2. 解釈

- 2.1 本契約条件中で別段に定義する場合を除き、本契約条件中の表現または語句は本金融商品または金融サービスに關係する規則で定義する意味を持ちます。ただし文脈上そのような解釈がふさわしくない場合はその限りではありません。
- 2.2 本契約条件中に別段の記載がある場合を除き、以下の語および表現の意味は以下に記載した通りです。

ABNとはオーストラリア企業納税登録番号をいいます。

本口座とは、本契約条件上では、お客様のご名義でまたはお客様のご利益のために当社に開設された口座をいい、当該口座に記録されたすべての本取引を含みます。

本口座価値とは、当社が計算するお客様の本口座の現在の価値であり、以下のすべての項目を合わせたものをいいます。

- (a) お客様の本口座残高に等しい分別口座の残高
- (b) 実現損失・未実現損失および実現利益・未実現利益
- (c) 清算を行うための見込み費用(例:取引手数料、金融

チャージ)

(d) 本取引の価値で未計上のもがある場合は当該価値

ACNとはオーストラリア企業番号をいいます。

関係法令とは、ある事項に関して、当該事項に適用されるすべての法律、法令、規則および細則、法律文書および規制当局または裁判所の指示、ならびに金融市場または清算・決済施設の規則および手続きをいい、例として以下のものを含まれますがそれに限りません。オーストラリア会社法および同法に従って制定された規則、ASICクラスオーダーおよびその他の法律文書、ASIC市場整合性規則、ASX規則、ASXクリアー業務規則、ASXセトルメント業務規則、ASXクリアー(先物)業務規則。

申込書とは、ある人が当社の顧客となり本口座を開設するための申込書をいいます。申込書は電子的な形式によります。

ARBNとはオーストラリア事業者登録番号をいいます。

ASICとはオーストラリア証券投資委員会をいいます。

ASICクラスオーダーとは、ASICが随時発行する法律文書で「クラスオーダー」に指定されたものをいいます。

ASIC市場整合性規則とは、ASIC/ASX市場整合性規則およびASIC/ASX 24市場整合性規則(随時の修正を含みます)をいいます。

ASXとはASX株式会社(ABN 98 008 624 691)をいいます。

ASX 24とはオーストラリア証券取引所株式会社(ABN 83 000 943 377)をいいます。

ASX 24業務規則とは、ASX 24の業務規則、手続き、指示、決定、規定、慣習、慣例および慣行(随時の修正を含みます)をいいます。

ASXクリアーとはASXクリアー・ピーティーワイ・リミテッド(ABN 48 001 314 503)をいいます。

ASXクリアー業務規則とは、ASXクリアーの業務規則、手続き、指示、決定、規定、慣習、慣例および慣行(随時の修正を含みます)をいいます。

ASXクリアー(先物)とはASXクリアー(先物)・ピーティーワイ・リミテッド(ABN 91 050 615 864)をいいます。

ASXクリアー(先物)業務規則とは、ASXクリアー(先物)の業務規則、手続き、指示、決定、規定、慣習、慣例および慣行(随時の修正を含みます)をいいます。

ASX規則とは、ASXの業務規則、手続き、指示、決定、規定、慣習、慣例および慣行をいい、ASX業務規則およびASX 24業務規則を含みます(随時の修正を含みます)。

ASXセトルメントとは、ASXセトルメント・ピーティーワイ・リミテッド(ABN 49 008 504 532)またはASXが運営する取引所等で行われる有価証券およびその他の金融商品の本取引の清算を許可された他の清算施設をいいます。

ASXセトルメント業務規則とは、ASXセトルメントの業務規則、手続き、指示、決定、規定、慣習、慣例および慣行(随時の修正を含みます)をいいます。

AUD、オーストラリア・ドルおよび豪ドルとはオーストラリア連邦の法定通貨をいいます。

権限保有者とは、お客様に権限を与えられた代理人として申込書に記載された者がいる場合はその者、または第5条に従ってお客様が当社に通知される他の者をいいます。

ベースレートとは、本契約条件のために当社が随時決定する金額で、お客様に通知するもの(オンラインサービス上での通知を含みます)または当社のウェブサイトに掲載するものをいいます。

バイナリー・オプション・プレミアムについては別紙5で定義します。

営業日とは、官報に掲載されたシドニーにおける公の休日以外の平日をいいます。

CHESSとは、ASXセトルメントが運営する決済機構電子予備登録システム(Clearing House Electronic Sub-register System)をいいます。

CHESS保有とは、一つ以上の本金融商品をCHESS上で保有することであり、HINにより特定されるものをいいます。

請求とは、請求、訴え、不服申立て、訴訟、訴訟上の請求、仲裁、金銭債務訴訟、訴訟費用、申立て、請求権、陳述、損害賠償請求およびその他の利益の評決および判決すべてをいい、実際に行われているものかその可能性があるものかを問わず、コモンロー上もしくは衡平法上のものか、または成文法、裁決もしくは決定の規定によるものかを問わず、本契約条件の時点で知られているものかどうかを問いません。

清算参加者とは、施設に関して、当該清算・決済施設の参加者であって、当該施設について当該本取引の清算の責任を負う者をいいます。

顧客とは本口座を保有していることが記録されている人(単一または複数)をいいます。

清算とは、ある本取引に関して、顧客および当社の取引上の

義務を免除または充足することをいい、当該取引を顧客が反対ポジションの相殺義務を持つ同種の本取引に対等させることを含みます。

清算日とは、合意により当該取引の清算が行われる日、またはそれ以前に本契約条件に従って清算が行われたとみなされる日をいいます。

確認書とは、当社がお客様宛に発行する本取引の確認書をいい、電子的に送信された確認書、またはほぼ継続的に提供される口座明細書で確認書に記載される情報を記載したものを含みます。

契約サイズとは、オンス単位または契約数で表示した1ロット当たりの標準取引量をいいます。

オーストラリア会社法とは、オーストラリア連邦2001年会社法および同法の下で制定された規則(随時の修正を含みます)をいいます。

清算・決済施設とは、オーストラリア内外を問わず、オーストラリア会社法上の意味における清算および決済を行う施設をいいます(例として、本取引の清算または決済を行う清算または決済施設を含みます)。

債務不履行の意味は第24.1条に記載する通りであり、別紙により条件の追補が行われる場合は当該条件に記載された意味を含みます。

デリバティブとは、オーストラリア会社法第76条1Dで定義されたデリバティブをいいます。

取引所とは、ASXが運営するASX 24、ASXが運営するオーストラリア証券取引所、ASXクリアリング・コーポレーション・リミテッドが運営するオーストラリア決済機構、その他の当社が直接もしくは間接的に随時参加する取引所または市場(例として、ヘッジカウンターパーティー取引を行う取引所や市場がありますが、それらに限りません)のそれぞれをいいます。

取引所システムとは、金融市場または清算・決済施設に関して、関連する金融市場または清算・決済施設が運営するか、もしくはその代わりに運営されている取引、清算もしくは決済を行う施設もしくはシステム(または両方)をいいます。

金融チャージとは、第13条に従って支払われるべき手数料をいいます。

金融チャージ調整および金融クレジット調整とは、本取引に関して当社がお客様の本口座に請求または(適用がある場合)入金する金額をいいます。

金融レートとは、ウェブサイト(またはオンラインサービス)上ではスワップロング率またはスワップショート率のことで

あり、オーバーナイトのオープンポジションを手当とする資金にかかる金利費用をいい、当社がここに定義する用語で随時選定し、お客様に(オンラインサービスを通じて)通知するか、当社ウェブサイトへの掲載その他の方法でお知らせします。

金融市場とは、オーストラリア会社法の定義に当てはまる金融市場をいい(例として本金融商品の価格が提示されるあらゆる市場を含みます)、所在地がオーストラリアかそれ以外かを問いません。

本金融商品は、オーストラリア会社法第7.1部第3章(なお、疑義を避けるために言えば、ASICクラスオーダーを含みます)の定義に従います。

外国為替とは、オーストラリア・ドルおよび外国通貨をいいます。

先物は、OTC取引に関連する取引所の運営を統制する規則の定義に従います。

FSGとは、第1条第6項に定義されています。

GSTとは、以下のいずれかに基づき課せられる物品サービス税をいいます。

- (a) 1999年新税システム(物品サービス税)法または、
- (b) 1999年新税システム(物品サービス税)法に従い制定された諸規則。

ヘッジカウンターパーティーとは、当社がOTC契約またはその他の本金融商品に対して持つエクスポージャーを回避するために締結するヘッジ契約の相手方をいいます。

HINとは、保有する金融商品を特定する保有者識別番号をいいます。

当初証拠金とは、お客様が申し込まれる本取引にかかる当初の維持証拠金として(お客様の本金融商品または金融サービスにより異なります)、お客様から当社に差し入れていただく金額をいいます。

日本円(JPY)とは、日本の法定通貨をいいます。

清算水準とは、その金額を下回る場合にお客様のオープンポジションの全部または一部が自動的に清算されることがありうる維持証拠金の最低金額をいいます。

ロング当事者とは、名目上で原証券(インデックスOTC契約の場合には、インデックスの水準の変化によって発生する支払いに関する権利)を購入したもとして取り扱われる本取引(OTC契約を含みます)の当事者をいいます。

損失とは、発生するか否か、現在か将来か、確定しているか不確定か、現実的か偶発的かを問わず、関係者が被る損

害、損失、費用、経費または責任をいいます。

ロットとは、契約サイズを考慮した上での本取引の量を表す単位をいいます。最小ロットサイズに従いますが、例えば、0.1ロットをミニロット、0.01ロットをマイクロロットと呼ぶように、ロットを小単位で表すこともあります。例えば、EUR/USDの1ロットが売り通貨の単位で10万ユーロに相当する場合、0.1ロットは売り通貨の1万単位となります。

証拠金とは、証拠金として当社に差し入れ、お客様の本口座に入金される現金またはその他の資産の金額をいいます。

維持証拠金とは、お客様の本口座で証拠金取引を行うために使用できる証拠金の金額をいいます。これは、当社が本口座価値から以下を差し引いて計算します。(i) 必要証拠金および (ii) オープンポジションの価値の1%

オンラインサービスは、第8条第1項に定義されています。

オープンポジションとは、いつの時点においても、清算されていないか、または合意された決済時の前で決済されていない本取引をいいます。

本注文とは、お客様が当社に出された本金融商品の買い、売り、またはその他の取引の指図をいいます。

OTC契約とは、一つまたは複数の対象資産から価値が派生するデリバティブ金融商品をいいます。当社は、関連する金融商品が特定の名称で分類されることになる場合はお客様に随時ご通知することがあります。通知はPDS、電子メール、当社ウェブサイトへの掲載、オンラインサービス、口座明細書またはその他の方法で行われることがあります。

OTC取引とは、店頭で行われる契約(取引所で取引される契約とは異なります)をいいます。

オーバーナイトとは、米国東部標準時で取引日の午後5時00分をいいます。

PDSとは、第1条第5項に定義されています。

ピップ価値とは、通貨単位、インデックス水準またはコモディティ契約の変化を示す最小単位をいい、通貨またはインデックスが提示される場合に示される小数点以下の桁は異なります。例えば、外国為替取引の場合、USD/JPY外国為替取引は小数点第3位までしか提示されません。

価格とは、本取引に関して、本注文の執行に際して最終的に決まったものとして当社が提示する価格またはレートをいいます。

実現・未実現利益とは、以下をいいます。

- (a) (実現利益)とは、オープンポジションの価値が最後に評価された時のオープンポジションの価値、またはオ

ープンポジションの価値が一度も評価されていない場合はポジションが開始された時の価値を、清算時点のオープンポジションの価値が上回る場合にその差額の金額をいいます。

- (b) (未実現利益)とは、オープンポジションの価値が最後に再評価された時のオープンポジションの価値、またはオープンポジションの価値がそれまでに一度も評価されていない場合はポジションが開始された時の価値を、オープンポジションの価値(清算時点ではない)が上回る場合にその差額の金額をいいます。

実現・未実現損失とは、以下をいいます。

- (a) (実現損失)とは、オープンポジションの価値が最後に評価された時のオープンポジションの価値、またはオープンポジションの価値が一度も評価されていない場合はポジションが開始された時のオープンポジションの価値を、清算時点のオープンポジションの価値が下回る場合にその差額の金額をいいます。
- (b) (未実現損失)とは、オープンポジションの価値が最後に再評価された時のオープンポジションの価値、またはオープンポジションの価値がそれまでに一度も評価されていない場合はポジションが開始された時の価値を、オープンポジションの価値(清算時点ではない)が下回る場合にその差額の金額をいいます。

ハイローとは、ハイロー・マーケット・ピーティーワイ・エルディーACN 143 553 628; AFSL 364264をいいます。

規則とは、金融市場または清算・決済施設に関して、金融市場または(適用される場合は)清算・決済施設の業務規則、手続き、慣習および慣例をいいます。

セキュリティ情報とは、お客様の電子メールアドレス、ログオンコード、ユーザーネーム、パスワードまたはパスワードをいいます。

分別とは、口座または資産に関して、以下の状態をいいます。

- (a) 口座に資産を保有する当事者が、
- (i) 自己の財産とは別に資産を保有していること。
- (ii) 自己の口座およびお客様以外の者(他者)の口座とは別に口座を保有していること。
- (iii) 口座に自己の資産を記録または預託していないこと。
- (b) 当該資産または当該口座に関する記録は以下を満たさなければなりません。

- (i) 当該口座を保有する当事者の他の口座または他者の口座に関する記録とは別に保持されていること。
- (ii) 当該資産および当該口座に関連する内容を別に記録していること。
- (iii) 各顧客が口座に入金したか口座から引き出した金額または財産の内容に関して別に記録していること。
- (iv) 口座の資産が別に分類されるように確保していること。
- (v) 口座の資産に関する取引を正しく記録し、説明していること。

口座は、状況に応じて分別口座、顧客用金銭分別口座、顧客の分別分別口座もしくはカスタディ口座または類似の表現で記載されなければなりません。

決済時間とは、それまでに本取引を決済しなければならない時間をいい、本取引の確認書に記載されます。

ショート当事者とは、実質的に原証券を売却したのと同じ経済効果を得ているものとして取り扱われる本取引(OTC契約を含みます)の当事者をいいます。

税金とは、全体の純所得に課せられるものを除き、あらゆる政府機関により課せられるあらゆる現在または将来の税金、課徴金、関税、控除、徴収、負荷、強制貸付または源泉徴収(関連する利息、罰則、罰金またはそれらのすべてに伴う費用を含みます)をいいます。

契約条件は、第1条第2項に定義されています。本第2条もご参照ください。

取引条件とは、オンラインサービス上で随時行われる取引の取り扱い条件をいいます。

本取引とは、お客様と自己取引を行う主体としての当社との間における以下に関する契約をいいます。

- (a) 一つの通貨の原証券に関して、それと同じかまたは別の通貨(または合意される他の原証券)での決済に対して計算される金額を支払うか、または支払うことに合意すること。
- (b) 当該契約に関して(本契約条件に基づき許されるオープンポジションの清算に関する場合を除きます)、お客様は(口頭か、電子的か、書面によるかを問わず)、以下に同意しているか、同意したものとみなされこと。
 - (i) 対象となる原証券の明細
 - (ii) 対象となる原証券の金額、および適用される場合は対象となる特定通貨の金額
 - (iii) 価格

- (iv) 取引手数料および金融チャージ
- (v) 当社が合意するその他の特性

取引手数料とは、各本取引に関してお客様より当社にお支払いただく金額として当社が随時特定する手数料または委託手数料をいいます。

分別口座とは、当社がオーストラリア会社法に従い顧客資金を保有するために維持する口座(名義や形態を問いません)をいいます。

疑義のある行為または取引とは、下記に挙げたものが想定されるが、限定されるものではない。

- (a) 同一人物が複数の口座での取引を実施、または、複数の人物が同一の原資産で頻繁に類似取引を実施
- (b) インサイダー取引
- (c) 市場の価格不正操作、不誠実な行為、架空取引、ブラックボックス取引、スキャルピング(超短期売買)
- (d) 自動売買ソフトの使用、業者間アービトラージソフトの使用
- (e) VPS(仮想専用サーバー)、または、VM(仮想マシン)を使用した取引
- (f) VPN(バーチャルプライベートネットワーク)を介した取引
- (g) プロキシサーバーを介した取引
- (h) 第三者名義の取引口座を利用した取引
- (i) リモート デスクトップ接続を使用した取引
- (j) 同一のIPアドレスから複数の口座への取引
- (k) 単一のデバイスからの、複数の取引口座での取引
- (l) 1時間以内に、500km以上離れた別の地点からのログイン/取引
- (m) 実際にいる地点から、500km以上離れたIPアドレスを使用したログイン/取引
- (n) 居住国以外からのIPアドレスを使用した取引

原証券とは、取引所またはその他の市場施設を通じるか否かを問わず、本取引の対象となるあらゆる国・地域の証券、金融商品、外国為替、コモディティ、インデックスまたはその他の項目(またはそれらの一つもしくは複数の組み合わせ)をいい、インデックスまたはインデックスに通貨金額を乗じたものを参照して価値が決まります。本契約条件で株式または株式類似の金融商品である原証券を参照する場合、原証券が異なる場合、例えば先物契約、上場オプション、通貨

(または通貨ペア)にも適用します(特定の種類の原証券に必要な調整を加えます)。

原証券価格とは、取引所またはその他の市場施設を通じるか否かを問わず、本取引の対象となるあらゆる国・地域の証券、金融商品、外国為替、コモディティ(またはその他の関連する物)の市場価格をいい、インデックスまたはインデックスに通貨金額を乗じたものを参照して価値が決まります。いずれの場合も当社が計算の目的および合理的な決定を忠実に意図を考慮して計算しますが、いずれかの者の特定の個人的利益を考慮する必要はありません。

米ドル(USD)とは、アメリカ合衆国の法定通貨をいいます。

当社とは、ハイロー・マーケッツ・ピーティーワイ・エルティエーディー(ACN 143 553 628)ならびにその承継人および譲受人をいいます。

償還可能資金とは、要請に応じて口座からお客様に支払われる現金の金額をいいます。お客様の本口座残高がプラスの場合にのみ償還可能資金があります。償還可能資金の金額は、お客様の本口座および維持証拠金の現金残高を下回ります。維持証拠金がプラスではない場合、償還可能資金はありません。

お客様とは、当社がその申込書を承認した後、その名義で本口座を開設する1人または複数の顧客(権限保有者を含みます)をいいます。

2.3 以下の規則も、文脈上その適用が明らかに意図されていない場合を除き、本文書の解釈に適用されます。

- (a) 本契約条件で用いられている見出しは、便宜のために用いられるものであり、解釈には影響を与えません。
- (b) 法令(従位法令を含みます)を参照する場合、改正、再制定または差し替えが行われた後の法令を参照しており、それに基づき制定された従位法令を含みます。
- (c) 単数で使われている単語は複数を含み、逆も同じです。
- (d) 一方の性別を示す単語は別の性別も含みます。
- (e) 単語または文節を定義している場合、文法に従い当該単語または文節を変更したものは対応する意味を有します。
- (f) 時間を参照する場合は、別段の定めがない限り、ニュー・サウス・ウェールズ州シドニー市の現地時間を参照しています。
- (g) 当社は、本契約条件に従って行うことを許されている

ものは何であれ自己の裁量で行うことができ、当社が形成することを求められるいかなる意見または見解も自己の裁量で形成することができます。

- (h) 疑義を避けるために言えば、時間は営業日以外の日も経過し続けます。
- (i) 本契約条件の英語版は、他のいかなる言語に翻訳された本契約条件よりも優先します。

2.4 別紙に定める特別規定が本契約条件の別の規定と一致しない場合、一致しない範囲内で、特定の規定が他の規定に優先します。

3. 本口座

3.1 当社はお客様に提供する本金融取引または金融サービスに関して一つまたは複数の本口座を開設いたします。(通常、複数の口座はお受けしません。)お客様が本契約条件に従って行われる本取引は、当該金融商品または金融サービスのために当社が開設する関連口座に記録されます。お客様が別の本口座の開設を当社に特別に要請されない限り、お客様は1口座のみを保有するものとみなされ、お客様に提供された各金融商品または金融サービスに関する本取引は当該口座に記録されます。

3.2 当社は本口座の計算、報告、管理を各口座につき別々に行うことができます。したがって(以下に限定されることなく)、

- (a) 証拠金の計算および執行行為は、各口座につき別々に行われることがあります。
- (b) また、当社は複数の本口座を(報告や証拠金の管理のため、またはその他の本契約条件に従って)一括することができますが、お客様は一括した本口座に関する報告を直ちに入手できないことがあります。

3.3 当社は、通知することなく、お客様にお支払いいただくべき金額(一つまたは複数の口座残高がマイナスの場合を含みます)を別の本口座で当社がお客様に支払うべき金額と相殺することができます。当社は自己の裁量で、債務の相殺に適用する本金融商品、本取引、現金もしくは口座残高またはその他の財産を選ぶことができます。なお、この相殺権(および本契約条件に基づくその他の相殺権)は、複数の本口座にわたる権利および義務に関して適用されます。お客様には、債務不履行の前、債務不履行時およびそれ以降に、当社が一つまたは複数の本口座で相殺することに同意していただきます。

3.4 本口座価値は債務またはその他のお支払いいただくべき金

額について随時なされる一括処理または相殺を反映することができます。

3.5 本口座は、その一つまたは複数の本口座を外貨建てにできることにつき当社がお客様と合意しない限り、すべてオーストラリア・ドル建てとなります。お客様が別の通貨で本口座を開設されている場合、お客様は当該通貨建てでのみ当社に本取引の実行を指図することができます。

3.6 お客様には当該本口座の通貨で証拠金を維持していただく必要がありますが、当社はお客様の口座についての報告を管理する目的で、当該証拠金をオーストラリア・ドルに転換いたします。報告のための転換は当社が決めるレートで行い、当該レートは実際の転換を示すものではなく、実際の転換につき合意されたレートでもありません。

3.7 お客様には外国為替取引にかかる証拠金をオーストラリア・ドル(または当社が許可するその他の外貨)で維持していただく必要があります。お客様がお客様の本口座にオーストラリア・ドル(または当社が許可する外貨)を保有されていないか、またはお客様の口座の残高がオーストラリア・ドル(または当社が許可する外貨)でマイナスでも、お客様が別の通貨で十分な資金を(その時点の市場レートで)保有している場合、当社はかかるその他の資金に必要な証拠金に充当することを認めることができます。当社は理由なく、またはお客様に事前に通知することなく、当該許可をいつでも取り消すことができます。

3.8 お客様には、当社が求める時はいつでもお客様の費用負担で、本口座(もしくはその一部)または本口座に証拠金として差し入れる資金を保護するために、当社が自己の裁量で適切と判断するすべての法手続きをご自身で提起していただくか、弁護していただく必要があります。それは当該手続きが当社もしくはお客様の利益または両者の利益となるか、利益となることが合理的に期待されるか否かを問いません。

3.9 顧客は2人またはそれ以上で構成することができます。顧客が1人以上で構成される場合には、当事者間のパートナーシップまたはその他の契約につき当社に実際の通知またはみなし通知があったとしても、本口座は合有権者として共同で保有されるものとみなされます。共同保有は、合有権者として保有されるものではないとする裁判所の判断がある場合、合有権者による保有ではないとみなされるだけです。

4. 計算および価値評価

4.1 当社は本口座の口座価値を随時計算して報告することができます。

4.2 当社は本口座の償還可能資金を随時計算して報告することができます。

4.3 当社は本口座の実現・未実現損失および実現・未実現利益を随時計算して報告することができます。

4.4 金額の報告および計算のために本契約条件で使用される用語および表記は、オンラインサービスまたは市場慣行で使用される用語または表記とは随時異なることがあります。お客様は、随時使用される明細書、確認書、ガイドおよび取引慣行に留意してください。

4.5 原証券の構成または計算がその発行者、規制当局またはスポンサーにより変更される場合、当社は本取引に意図された経済効果を合理的に保全するように、当社が判断する時に本取引に当該変更を加えることができますが、お客様固有の事情または何らかの変更を考慮する義務を負いません。当社は変更を通知する必要がありません。原証券が被買収提案、買収提案、支配を変更する取り決めその他の仕組みに従うことになる場合、当社は当社が決める新しい清算日に本取引を清算することを選択することができます。

4.6 OTC契約取引について、通常ロング当事者は原証券の保有者に支払われるべき非適格配当の源泉徴収前の金額に相当する金額(当社の決定によります)が入金され、ショート当事者は原証券の保有者に支払われるべき非適格配当の源泉徴収前の金額に相当する金額(当社の決定によります)が引き落とされます。

5. 指名および権限保有者

5.1 当社はお客様がお客様の代わりに指図を行い、本注文を出す権限を他の者(権限保有者)に与えることを認めることができます。お客様が別の者に権限を与えられる場合は、申込書等の書面にその者の氏名、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス、署名鑑および当社が権限保有者を特定するために要求するその他の情報をご記入の上、当社に通知していただく必要があります。

5.2 かかる権限付与のいかなる変更または取り消しも、当社がお客様から変更または取り消しの通知を署名された書面で受け取る場合にのみ有効です。別の者を後で権限保有者に指名される場合、通知にその者の氏名、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス、署名鑑および当社が権限保有者を特定できるその他の情報をご記入の上、権限保有者およびお客様が法人の場合は取締役を確認の署名をしていただく必要があります。

5.3 お客様は、お客様の代わりに(当該管轄地で有効な委任状

に基づき)指図を行い、注文を出し、その他お客様が本契約条件に関連してまたは本契約条件に基づき行う権利があることを行う代理人を指名することができます。お客様がかかる指名を行われる場合には、書面に代理人の詳細をご記入の上、当社に通知していただく必要があります。お客様には当社に委任状を提出していただく必要があります。当社は当該委任状を承認するか拒絶することができます。

- 5.4 当社は、会社その他の法人である顧客が、当社が定める条件を含め、本契約条件に基づき顧客が行う権利を有することを何であれする権限を、ある者(かかる権限付与により権限保有者となります)または法定代理人に与えることを、認めることができます。
- 5.5 当社は、その他の顧客が、当社が定める条件を含め、本契約条件に基づき顧客が行う権利を有することを何であれする権限を、その権限保有者または法定代理人に与えることを、認めることができます。
- 5.6 本契約条件において、権限保有者が出した本注文およびその他の指図または指示(または本注文またはその他の指図もしくは指示の文面から権限保有者が出したものと当社に見受けられるもの)は、お客様の本注文、指図または指示とみなします。
- 5.7 お客様は、お客様の権限保有者によるすべての行為および不作為につき、権限保有者の行為または不作為が以下の場合であっても、すべての責任を常に負います。
- [a] 実際の権限またはみなされる権限を越えている場合、または、
- [b] 過誤、不正、過失、忠実義務違反または犯罪による場合。
- 5.8 お客様には、当社がお客様の権限保有者(代理人を含む)の行為または不作為による指図またはその他の連絡に依存したために、直接または間接的にお客様が被った損失に関し、お客様が当社にいかなる請求も行わないことに同意していただき、当該請求を行うお客様の権利に基づく当社のお客様に対する責任を免除していただきます。

6. 注文

- 6.1 お客様は随時、本取引を行う本注文を当社に出すことができます。本契約条件に従い、当社はおお客様の指図に従い、お客様を自己取引の主体としてお客様の本注文を執行いたします。
- 6.2 当社は、お客様の指図の送信または執行における遅延または過誤につき(法律により責任を免れることができない範

囲を除き)責めを負いません。

- 6.3 当社は、自己の裁量により、いかなる理由によっても、本注文(ブラックボックス取引、スキャルピングまたはその他の類似の取引手法を含みますがそれらに限りません)の承認を拒絶することができ、本注文に制限を設けるか、指図または本注文の受領にその他の条件を設けることができます。当社は、いつでも取引システムのなかで本注文の交付または本注文の執行を妨げるフィルターを使用、追加および変更することができます。当社は、法律または規制当局の指示によりお客様への通知を禁じられる場合を除き、合理的に可能な限り速やかに拒絶または制限をお客様に通知いたします。
- 6.4 当社は、以下の場合に本注文を取り消すか変更することができます。
- [a] 関係法令から、そうすることを求められた場合。
- [b] 過誤の場合。
- [c] 公正かつ秩序ある市場を維持することの望ましさ、オーストラリア金融サービス免許の保有者または当該金融市場の参加者もしくは利用者としての当社の義務、法規制による当社のその他の義務を考慮して、取り消しが適切であると当社がみなす場合。
- [d] 本取引の対象となる本金融商品が金融市場で取引停止となり、お客様が指図を再確認されない場合。
- お客様には、取引所が本取引を取り消しまたは変更する権限を含む様々な権限を有することにつき、確認していただきます。この権限はおお客様の許可または当社の合意を得ることなく執行されることがあるため、当社が提供したお客様の本取引が本取引の対象である本金融商品の権利を伴わない店頭取引であっても、かつ当社がお客様との本取引を全部もしくは部分的にさえヘッジしていなかったとしても、取引所がその権限を行使したために当社が本注文を取り消すか変更せざるを得ないことがあります。
- 6.5 当社は、可能な限り速やかに本注文の取り消しまたは変更の指図を実行するよう合理的な努力を払います。しかしながら、取り消しまたは変更の指図が実行される前に本注文が成立している場合、本取引自体が取り消されるか変更される場合を除き、お客様には、お客様が変更または取り消しの指図を行う前の当初の条件で本取引を承認する義務があります。
- 6.6 当社は、当社または自社の関係者が以下の状況にあってもお客様の本注文を執行することができます。
- [a] 当該本金融商品で自己取引の主体の立場にあるか、主体として取引を行う場合。

- [b] 当該金融商品に関して他者に類似のサービスを提供している場合。
- [c] 当該金融商品に関して価格に重大な影響を及ぼす情報を保有しており、お客様の本注文を処理する個人が当該情報を知るか考慮することを禁じられている場合(「チャイニーズ・ウォール」と呼ばれる手続きを理由とする場合を含みますがそれに限りません)。
- [d] お客様が気づかれていない利益相反および当社がお客様に開示することができない利益相反などを含めた利益相反または義務が生じる可能性がある場合。
- 6.7** 制定法または衡平法に異なる定めがあるとしても、当社がいずれかの者と契約する資格を失うことはなく、当社が何らかの形で利害を持ついかなる契約、取引または取り決めも、お客様と当社との合意によって阻害されるか、無効とされることはありません。当社は、本契約条件または本取引に関連して、かかる契約、取引または取り決めにより実現したいいかなる利益についても、お客様に説明する責任を負いません。当社は、かかる契約、取引または取り決めに関して、お客様にいかなる開示も行う必要がありません。
- 6.8** 当社および当社の関係会社は、金融市場で取引できる本金融商品に関するか、デリバティブもしくは外国為替に関連する本取引など店頭取引に関するかを問わず、自己取引の主体としてお客様と本取引を行うことができます。法律および規則により許される場合、当社または関係者はお客様と行った本取引と反対のポジションをとることができます。お客様の本注文を当社の別の顧客の本注文と相対させることができ、それにより当社は両取引から委託手数料またはその他の利益を得ることができます。同様に、当社は自己取引の主体として取引するため、お客様の本注文を当社が自己取引の主体として行った本注文と相対させることができ、本取引に関して本契約条件に定める取引手数料および金融チャージを当社がお客様に請求することにつき、お客様には当社に権限を与え同意していただきます。
- 6.9** お客様には、オーストラリア会社法、関係法令および規則により許される場合(または明示的に許されていなくても禁止されていない場合)、当社および当社の関係会社、取締役および従業員が自己の勘定で、またはその他の顧客や他者の代わりに、本取引を行うか、または本取引でお客様が持つポジションと反対のポジションをとる権利につき、認識し、確認していただきます。
- 6.10** お客様には、当社がいかなる一任口座も運営しておらず、本契約条件に別段の定めが明示されている場合を除き、お客様の指図(お客様の権限保有者による指図を含む)に従ってのみ行動することにつき、確認していただきます。
- 6.11** 本契約条件に別段の定めがない限り、すべての本注文はお客様により取り消されるか、またはオンラインサービスにより除去されるまで、オープンのままとなります。当社は消滅した本注文を復活させるか、またはお客様に新たな指図を求める責任を負いません。
- 6.12** セキュリティコードまたは識別番号が変更された場合、お客様にすべての既存および予備の本注文コードをかかると新しいセキュリティコードまたは識別番号に差し替えていただきます。当社は、セキュリティコードまたは識別番号が正しくない既存または予備の本注文コードにつき責任を負いません。
- 6.13** 疑義のある行為または取引を発注することを禁止します。
- 6.14** 疑義のある行為または取引を発注することを禁止します。疑義のある行為または取引が確認された場合については、Highlowは全ての取引の取消を実行する権限を有します。
- 6.15** お客様は、以下に関連する法律または規則のみならず、オーストラリア会社法、規則またはその他の関係法令に違反しているか、または当社もしくは他者に違反させるような取引を行う本注文を出す指図を、当社に対して行ってはなりません。
- [a] 市場操作、不正取引、架空取引、相場操縦、ブラックボックス取引、スキャルピング、偽装売買、自動売買ソフトの取引、注文のマッチング。
- [b] インサイダー取引。
- [c] 居住国以外のIPアドレスからの取引。
- [d] 空売り。
- [e] 市場の混乱を生じさせるか、またはその他市場の整合性もしくは効率性を阻害する行為。
- [f] 誤解を招く行為または詐欺行為。
- 6.16** お客様(またはお客様の権限保有者)がお客様自身の規則(定款もしくは信託約款または投資運用契約など)により権限を与えられていない場合であっても、お客様が本取引を行うように当社に与えた指図、お客様が本取引を行うように当社に出した本注文および本取引は、依然として有効で、かつお客様に対して強制力を有します。
- 6.17** お客様には、当社がお客様の取引の全部もしくは一部に関する直接もしくは間接的なヘッジによる場合(当社が関連する本取引に関して確認書をお客様に提供したか否かを問いません)を含め、ASIC、ASX規則に従うASXまたはその他の取引所による、お客様の本取引に直接もしくは間接的

に影響する権限の行使に関連してお客様に生じるいかなる損失に関しても、その損失が当社の過失、不正行為もしくは本契約条件の違反を原因とする範囲を除き、当社に対して請求を行わないことに同意していただきます。

- 6.18 詳細な調査後に、同一人物による複数の口座の使用が認められた場合、不正行為が認められた場合(クレジットカードによる不正行為も含む。)、不当な理由によるクレジットカードの支払取り消しが認められた場合、当社は全ての取引をキャンセルいたします。

7. 配分方針

- 7.1 当社は、オーストラリアの規制要件および市場慣行を考慮して、すべての顧客の本注文を公平かつ適正な順序で取り扱います。
- 7.2 そうすることが合理的に可能な範囲内で、当社は、フィルターおよびコンプライアンス確認、ならびにオンラインサービスの利用、取引所システムまたはその他の当社の支配が及ばない遅延と関連するか、それらから生じる遅延または事実上の不正により変わることがありますが、当社が本注文を受けた順にすべての本取引(当社の自己勘定で受ける本注文に従い実行される本取引を含みます)を配分いたします。

8. オンラインサービス

- 8.1 本条項は、本契約条件の他の条項に加えて、当社がお客様に提供するか、利用を認めるオンラインその他の電子的取引またはその他の情報サービス(すべてのソフトウェアおよび通信接続を含みますがそれらに限りません)の利用を統制する規定を定めており、本条項に基づきお客様は以下を行うことができます。

- (a) 当社または他者に本注文を出すか、その他の指図を送信すること。
- (b) 一つまたは複数の本金融商品の利用可能性、価格または価値を問い合わせること。
- (c) 一つまたは複数の本金融商品に関係する市場データおよびその他の情報を受け取ること。
- (d) お客様の本口座または取引に関連する確認書、口座残高またはその他の情報を受け取ること。

本契約条件において、かかるサービスをオンラインサービスといいます。

- 8.2 オンラインサービスは、当社が提供する独自のサービス、または第三者が当社との取り決めに従いお客様に提供するサービス(例えば、取引所またはヘッジカウンターパーティーによるサービス)の場合があります。当社がお客様にオンラインサービスを提供する範囲内で、当社がお客様に本契約条件に従いオンラインサービスを利用する独占的かつ譲渡不能のライセンスを与えます。

- 8.3 当社は、理由を提供する必要なく自己の裁量で、本注文の承認を拒絶するか注文を出すことができません。

- 8.4 当社は、指図の受領を確認するか、またはお客様の権限を検証する責任を負いません。

- 8.5 当社は、オンラインサービスで除去された本注文を再提出する義務を負いません。

- 8.6 お客様には以下に同意していただきます。

- (a) お客様は、セキュリティ情報を当社が提供するまでオンラインサービスを利用してはならないこと(または権限保有者を含む他者にオンラインサービスの利用を許可もしくは利用させてはならないこと)。
- (b) セキュリティ情報は秘密情報であること。
- (c) お客様は、セキュリティ情報の秘密と利用を常に維持する責任を負い、権限保有者にセキュリティ情報の秘密を厳守させなければならないこと。
- (d) お客様はいかなる者(お客様の代理人としての立場にある権限保有者を除く)にもセキュリティ情報の使用、または当該セキュリティ情報を使用するオンラインサービスの取得または利用を許可、同意、または承認しないこと。
- (e) お客様はいかなる者(お客様の代理人としての立場にある権限保有者を除く)にもセキュリティ情報を提供、開示せず、または利用させないこと。
- (f) お客様は、セキュリティ情報またはオンラインサービスの権限のない利用を知ることとなった場合には、直ちに当社に通知しなければならないこと。

- 8.7 お客様には以下につき、確認し、同意していただきます。

- (a) お客様のみにセキュリティ情報を使用してオンラインサービスの取得および利用を許可されていること。
- (b) 当社は、セキュリティ情報を使用して、お客様の代わりにまたはお客様の代わりとみなされる方法で与えられたすべての指図に依存する権利を有し、本契約条件のその他の規定にもかかわらず、当社は当社がセ

- セキュリティ情報を使用する指図または連絡に基づき行動したことによるいかなる損失についても責任を負わないこと。
- (c) オンラインサービスを通じて入力された本注文の処理、執行、変更または取り消しに遅延が生じる可能性があること。
- (i) 本注文はその変更または取り消しが処理される前に成立する可能性があること。
- (ii) 当該変更または取り消しが実行されるまでお客様は当初の本注文を決済する責任があること。および、
- (iii) 第23条を制限することなく、当社は市場情報の配布または本注文の処理もしくは本注文を変更もしくは取り消す指図の処理が遅延したことによってお客様に生じるいかなる損失についても責めを負わないこと。
- (d) オンラインサービスを通じて出された本注文の執行は、電子システムのフィルターまたはその他の電子的特性により遅延する可能性があること。
- (e) 当社は、オンラインサービスを通じて出された本注文の処理、執行または取り消しについて、かかる本注文を誰が入力したかにかかわらず、および本注文の入力ミスがあったか否かにかかわらず、またはいかなる遅延についても、責めを負わないこと。
- (f) オンラインサービスは無保証で提供されており、法律で求められる場合を除き、当社はオンラインサービスに関していかなる表明または保証も明示的にも暗示にも行わないこと。
- (g) オンラインサービスを通じて提供される情報のスピードは、利用者のインターネット接続、利用者の設定、オンラインサービスに同時にアクセスしている利用者の数、およびオンラインサービスにより受信および発信されている情報量を含みますがそれらに限らず、多くの要因により異なること。
- (h) オンラインサービスはコンピューターおよび電気通信システムの手段で提供されるため、一般的に受け入れられている業界の標準や慣行に従ったとしても、オンラインサービスを通じた取引には重大なリスクがあること。
- (i) オンラインサービスの利用にかかる特徴、内容または条件は、当社またはオンラインサービスの提供者が本契約条件の変更を求めることなく変更できること。
- (j) お客様は、オンラインサービスにアクセスして利用するために必要な通信機器および電話または代替サービスの提供および維持、ならびにお客様がオンラインサービスにアクセスして利用する際に負担する通信サービス手数料および料金について責任を負っていること。
- (k) お客様は、オンラインサービスもしくはその何らかの機能が利用できなくなるか、不具合(例えば、電話またはファックスの利用に関する手配を含みます)が生じる場合、オンラインサービスを通じた本注文の執行もしくはその他の利用可能なサービスについて代替措置を講じておくようにする責任があること。
- (l) お客様は、例えば本注文、本取引または口座残高に関する不正確な内容を含め、不正確な情報がオンラインサービスを通じて送信されていることを知ることとなった場合には、直ちに当社に通知しなければならないこと。
- (m) お客様は、お客様自身の内部業務および投資目的においてのみオンラインサービスを利用しなければならないこと。
- 8.8** お客様には、アクセスと利用につき当社またはオンラインサービスの外部提供者が随時特定してお客様に通知する、いかなる条件にも拘束されることに同意していただきます。
- 8.9** お客様には、オンラインサービスの取り扱いに関する詳細な説明をお読みいただき、ご理解いただいた上、それを遵守していただきます。当該オンラインサービスに関連し当社またはオンラインサービスの提供者のいずれかが提供するユーザーマニュアルおよび取り扱い手続きまたは規則を、お客様にお読みいただき、理解していただくことが重要です。オンラインサービスの利用方法および理解を助ける追加情報は、当社のウェブサイトです。
- 8.10** お客様またはお客様の権限保有者のいずれかは、オンラインサービスを利用して当社に注文を出すことが可能です。お客様には、お客様の代理人として本文書に従い随時オンラインサービスを利用して注文を入力する者を権限保有者として決めていただきます。お客様には、要請に応じて、お客様の権限保有者の名簿(名前および連絡先の詳細を含みます)および変更があった場合には、それを当社に提供していただく必要があります。
- 8.11** お客様および各権限保有者には、当社が随時通知する要件を満たしていただかなければならず、お客様には権限保有者がこれらの要件を満たすように責めを単独で負っていただきます。
- 8.12** お客様には、権限のない開示またはセキュリティ情報の使用による結果、および権限保有者の行為または不作為について責めを負っていただきます。
- 8.13** 当社(またはオンラインサービスを提供する第三者)は、い

つでもお客様に通知することなく、お客様または権限保有者によるオンラインサービスの利用を停止すること、終了すること、またはそれに条件を課することができます。

- 8.14 お客様がお客様の本注文が受領されたか否かについて不明の場合には、追加の行動をとられる前に、本注文が受領され、承認され、実行されたか否かを確認するために、あらゆる合理的な努力を払っていただく必要があります。お客様には、既存の本注文に関する取り消しまたは変更の具体的な指図を行い、二つ目の注文または重複する注文を出すことで変更させようと試みないことに同意していただきます。お客様には、お客様が出された重複する指図についての責めを単独で負っていただきます。
- 8.15 お客様には、お客様自身(お客様の権限保有者を含みます)と当社との間で行ういかなる電子的連絡についても、有効性または執行可能性に異議を唱えないことに同意していただきます。
- 8.16 当事者間の電子的連絡の不具合、寸断または誤作動により本注文の提出、取り消しまたは変更ができない場合、第23条の規定を制限することなく、いずれの当事者も相手方に対して、かかる不具合、寸断または誤作動を原因とするいかなる損失についても責めを負いません。
- 8.17 お客様には、オンラインサービスを通じて提供される、金融市場における取引、取引高および価格に関するすべての市場データおよび情報が、当該取引所もしくは金融市場または他者の専有情報である場合があり、当該情報の表示、配布またはその他の利用が金融市場または他者により制限される場合があることにつき、確認していただきます。お客様には、かかる制限を遵守する責任があります。

9. 確認書

- 9.1 当社は、関係法令により求められる場合、当社がお客様と行う各取引に関して確認書(確認書)を提供いたします。お客様には、確認書を例えばオンラインサービスを通じるなどの電子的方法で受領することに同意していただきます。当社のサービスが実質的に常時利用可能なサービスにアクセスすることで確認書を提供するものである場合、お客様には、お客様に送付する代わりに当該手段で確認書を入手できるようにすることに同意していただきます。
- 9.2 お客様は、関係法令により許されている場合、当社が確認書をお客様に提供しないか、お客様が指定する住所または者に確認書を提供しないことに同意していただくことができます。
- 9.3 当社がお客様に提供する各確認書は、関係法令に準拠し、
- 9.4 お客様には、直ちに各確認書を検証していただきます。お客様には、確認書に誤謬があることを知ることとなった場合には、直ちに当社に通知していただく必要があります。当社がお客様に確認書を提供するか、確認書(または同等のもの)がお客様に入手可能となった時から48時間以内にお客様が当社に誤謬を通知されない場合、当社は確認書が正確であるものとみなす権利を有します。

10. 顧客の確認

- 10.1 顧客であるお客様には、当社が依拠する以下の事項につき、当社のために確認していただきます。
- (a) お客様は、本契約条件、およびお客様が当社に提供を求める本金融商品に関する金融商品開示文書(PDS)その他、本口座に関して当社がお客様に提供するすべての文書をお読みの上、ご理解されていること。
 - (b) お客様は、当社の「金融サービスガイド」(FSG)を受領されお読みの上、ご理解されていること。
 - (c) 本金融商品の取引および本契約条件上の当社の義務の履行は、すべて関係法令に従って行われること。
 - (d) 当社は、お客様が、本契約条件に基づき、かつお客様と当社が行う取引に適用される条件に基づき、お客様に生じる支払いを行い、すべての約束を果たすことができるとする、お客様の表明に依拠していること。
 - (e) 本取引には、利益が生じる可能性があると同時に損失を被るリスクがあること。
 - (f) 当社がお客様に提供するサービスには、法律、税務、財務または会計に関する助言を含まないこと。
 - (g) 本契約条件(本契約条件に基づき行われる本取引を含みます)により、当社はお客様との関係で受託者の資格で行為をなすものではなく、当社は本契約条件に関して当社がお客様に提供するサービスについて受託者としての義務を負わないこと。
 - (h) 顧客には、当社が合理的に求める要請に応じて、財務および事業の内容ならびに本人確認に関する情報を当社に提供していただくこと。
 - (i) 本契約条件に基づき行われるすべての本注文および取引は適法でなければならないこと。

- (j) 顧客は、本契約条件を執行かつ遵守するに際して、顧客が当事者となっている他の文書または契約のいかなる規定にも違反しないこと。
- (k) 顧客は、あらゆる合理的な措置を講じて、本金融商品の取引に関して文書および情報を要請する権利を有する者から要請されるすべての情報を取得して当社に連絡し、すべての文書を当社に渡すか、渡されるようにすること、および顧客は、かかる情報および文書のすべてをかかる者に渡す権限を当社に与えること。
- (l) 顧客は、当社、その各関連会社。およびそれらのそれぞれの取締役、役職者、従業員および代理人に対し、それらが請求されるすべての金銭、裁判、訴訟手続き、訴訟、請求、苦情、要求、損害、費用、経費その他の一切の金額を補償し、かつ補償されるようにすること。
- (m) 当社は、当社の意見では、お客様の指図に従って行動すれば、当社もしくは当社の代理人またはヘッジカウンターパーティーがオーストラリア会社法またはその他の関係法令に違反することになるか、その可能性がある場合、かかる行動をとる必要がないこと。
- (n) 本取引は、本契約条件に従って当社に現金を支払う義務が生じることがあること。
- (o) 当社は、当社が提供する本金融商品に関して自己取引の主体として行動すること。
- (p) 関係法規制の要件に従いますが、お客様は、当社が故意か意識せずにかいずれかで、顧客に通知することなく、本金融商品のいずれかに関して顧客のポジションと逆のポジションをとることに同意されていること。
- (q) 関係法規制の要件に従いますが、顧客は、当社の取締役、従業員および関係会社（およびその取締役、従業員）が自己の勘定で、お客様の本取引と同じか異なる本取引を行うことがあり、そうすることができることにつき、同意し、確認していること。
- (r) 当社は、自己の裁量で説明することなく、本取引に関して顧客との取引または顧客に代わる取引（顧客の代わりに本口座で保有する既存のオープンポジションを清算することを含みます）を拒絶するか、顧客のオープンポジションの数を制限するか、または両方を行うことができること。
- (s) 当社が顧客に提示した取引の価格に過誤が生じた場合、当社は自己の裁量で説明することなく、当該取引に拘束されないことを（顧客に追加の責任を負うことなく）選択することができること。
- (t) インターネットに基づく取引執行システムに関連して、ハードウェア、ソフトウェアおよびインターネット接続の不具合を含みますがそれに限らないリスクがあり、当社は制御データ・フロー、インターネットもしくは電源の接続、インターネット経由のルーティング、お客様の機器設定またはその接続の信頼性を管理していないため、インターネット経由で取引を行う際の通信の不具合、障害もしくは遅延（処理に関する支払いを含みます）に責任を負わないこと。
- (u) 当社が執行時に顧客に行う確認書の報告および明細書である当該確認書の内容は、顧客に連絡した後48時間以内に反対されなければ、重大な過誤がある場合のみを除き、当該内容の正確性および本契約条件に従って執行されたことの決定的証拠とみなされること。
- (v) 当社の権限を持つ役職者または代理人が、期日が到来し顧客が支払うべき金額を記載して発した通知は、重大な過誤がある場合のみを除き、通知の決定的証拠とみなされること。
- (w) オンラインで取引される本金融商品は、決済日に原証券の現物または受け渡しによる決済が行われないうこと。本金融商品により異なりますが、それらは一般的に清算まで続けてロールまたは「スワップ」されること。
- (x) オープンポジションは当社が決める最低期間の間はオープンのままとしなければならず、この期間中にお客様は清算できないこと。
- (y) 本契約条件の英語版は、他のいかなる言語に翻訳された本契約条件よりも優先します。
- お客様が本契約条件に基づきなされたすべての表明、保証および確認は、申込書に漏れなく記入された時点でなされたものとみなされ、お客様が以下の時点で繰り返されたものとみなされること。
- (a) 当社に注文を出される都度。
- (b) 当社と取引が行われる都度。
- (c) 当社がお客様の本口座または本取引に関連して、本契約条件に基づき何かを行うか、何かを行わない都度、または本契約条件の定めに従って。

11. ハイロー・マーケットの保証

11.1 当社は、常に誠実に行動し、本契約条件を注意深くかつ忠

実に履行いたします。

11.2 当社は、本契約条件に従い、合理的な努力を払ってお客様の注文を執行いたします。

11.3 当社は、法律に課せられるか暗示され、かつ除外することができない保証および表明以外に、本契約条件に関連してお客様に提供するか、または利用に供するサービスに関して、いかなる保証も行いません。当社は、法律により許される最大限まで、当該サービスもしくは情報または本契約条件に関連して生じるすべての費用、経費、損害および損失（派生的損害を含みます）に対して責め（過失責任を含みますが、それに限られません）を負いません。

12. 本取引のリスク

12.1 お客様には、本取引に伴い以下を含むリスクがあることにつき、確認し、理解していただきます。

- [a] 本金融商品への投資に伴うギアリングまたはレバレッジとは、少額の当初証拠金の差し入れにより、当社にそれまで差し入れた証拠金のすべてを上回る場合を含め、お客様に多額の損害が生じる可能性があることをいいます。
- [b] 本取引のレバレッジ特性とは、それらを取得し保有することにより、一般的にレバレッジをかけていない原証券に直接投資する場合よりも大きなリスクを抱える可能性があることをいいます。
- [c] 比較的小幅な市場の動きが比例して遥かに大幅な動きをお客様の投資対象の価値にもたらす可能性があり、それがお客様に有利に働くばかりでなく、不利に働く可能性もあります。
- [d] 店頭取引は取引所で形成されるデリバティブではなく、オープンポジションを清算する交換市場がないため、取引所で取引されるデリバティブより大きなリスクを伴うと考えられます。お客様は当社とのみポジションの開始と清算を行うことができます。
- [e] オーストラリア以外の市場にはオーストラリア市場とは異なるリスクが伴うことがあるため、オーストラリア以外の市場に係るか、またはオーストラリア以外の通貨建てである本取引から生じる可能性がある利益または損失は、外国為替レートの変動により影響されます。
- [f] お客様が投資対象を取得された後に、為替レートがお客様に不利な方向に変化した場合、本取引が関係する原証券の価格が変化していない場合でも、損失

が生じる可能性があります。

- [g] お客様は、ポジションの構築または維持のために当社に預託されるか、または差し入れた証拠金を全額失うことがあり、市場がお客様に不利な方向に動いた場合、お客様は多額の追加証拠金を短期間で差し入れるように要求されることがありますが、要求された期間内に差し入れなければ、お客様の投資ポジションが清算されて損失が生じることがあり、本口座に赤残があれば負担していただくことになります。
- [h] お客様は、維持証拠金を要求されます。すなわち、当社が追証を求めない場合でも、およびお客様に連絡がつかない場合でも、追加の証拠金を差し入れていただくことがあります。
- [i] 価格が急激に動いた時などの（それに限定されません）取引状況では、立会時間中に価格が上昇または下落して原証券の取引が停止または制限される場合には、ポジションの清算が困難か不可能となります。
- [j] お客様がオーストラリア・ドル以外の通貨で取引される場合、為替レートの変動により損失を被るか、投資対象の価値を失うことがあり、そうした損失は本取引に関連する原資産の価値に生じる損失を上回ることがあります。
- [k] 市場価格が取引する機会を与えることなく急落または急騰する場合、気配値では取引できない可能性があるため、ストップロスを設定していたとしても著しい損失を生じさせる結果となることがあります。
- [l] 状況により取引が中止または停止される場合、取引所で取引価格の提示が撤回される場合、またはインデックスが停止される場合があり、当該原証券に関連するお客様の本取引の価値は、当社が自己の裁量で決定しているため、こうした要因から影響されることがあります。
- [m] 市場の中断により、お客様は希望される時に取引できないことがあり、結果として損失を被ることがあります。中断の例として、コンピューターに基づく取引システムの「クラッシュ」、火災その他の取引所における緊急事態などがあり、規制当局が特定の契約に望ましくない状況が生じていると宣言して、取引を停止する可能性があります。
- [n] お客様は当社の支配が及ばない事態を原因として損失を被ることがあります。例えば、規制当局が市場の緊急時にその権力を行使する結果として顧客に損失が生じることがあり、また、規制当局は取引（例えば原証券の取引）を停止するか、ポジションを決済する価

格を変更することができるため、この場合も顧客に損失が生じる結果となる可能性があります。

- 12.2 当社は、別段の定めがない限り、お客様の本取引に関するいかなる助言も推奨も行いません。

13. 手数料および料金

- 13.1 本取引の清算により生じる手数料および料金の控除後の利益または損失（つまり、実現した利益または損失）は、本口座の通貨で本口座価値に（状況に応じて）入金されるか、引き落とされます。

- 13.2 お客様には以下を当社にお支払いいただくか、当社の指示に従っていただく必要があります。

- (a) 本取引にかかる手数料には、本取引の委託手数料、料金、手数料、証拠金、プレミアム、決済・清算手数料および料金、金利、不履行手数料および税金（GSTを含みますが、当社の所得税または追徴税および課徴金を除きます）、および直ちに使用できる資金その他本契約条件により求められる資金で、当社の要求に応じて本契約条件に基づき期日の到来したその他の金額を含みます。
- (b) 本金融商品または本取引それぞれの取引手数料は、かかる本取引それぞれに関してお客様より当社にお支払いいただく金額として当社が随時特定する手数料です。
- (c) オンラインサービスを通じたアクセス経路その他の取引所からお客様に提供される価格または情報の利用についてお支払いいただく必要がある著作権料その他の手数料。
- (d) （適用される場合は）当社が提供するオンラインサービスの利用について、当社が随時特定する月次アクセス手数料。
- (e) 当社が随時特定する利率で本取引または本口座に適用される金融チャージ調整。
- (f) お客様と行った本取引について随時課せられることがある手数料、税金、印紙税その他の手数料。
- (g) お客様が支払いを怠った結果として期日が到来した金額を含め（それに限りません）、本契約条件に基づき支払われるべき金額の未払いについては、オーストラリア・ドル建ての当該金額のすべてに対して、その時点で本口座の引き落とし額に一般的に適用される金融チャージに年率4%を加えた金利で利息がかかり、かかる利息は支払い日を含みその日から全額支払わ

れる日を含みその日まで毎日発生します。

注記：これはお客様が当社への支払いを怠った場合にお支払いいただく金利です。金融チャージ調整の利率ではありません。

当社が特定する金額、利率または計算式は、PDS、FSG、補足開示文書に定められるか、当社のウェブサイト上に記載するなどその他の許された方法でお客様に通知します。本取引に関してお客様から当社にお支払いいただく手数料および料金その他の金額は、その時点で分かる範囲内で当該取引の確認書に記載されます。

- 13.3 お客様には、当社が以下を行うことができることに同意していただきます。

- (a) 以下について、お客様に追加でお知らせすることなく、お客様の口座を（月次またはその他の頻度で）引き落とすか分別口座から控除して自身への支払いに充てること。
 - (i) 不渡小切手、支払処理、クレジットカード手数料、ショートメッセージサービス（SMS）、債務回収および電話口述記録に関連する手数料を含みますがそれらに限定されない、お客様が当該サービスを利用されている限り本契約条件の全期間にわたりお客様が当社にお持ちの口座にかかるすべての管理手数料。
 - (ii) お客様から当社にお支払いいただくべきすべての手数料、料金および著作権料。
- (b) お客様にお支払いいただくべき取引手数料（クレジットカード手数料を含みますがそれに限定されないその他の管理手数料）の金額、および必要とされる維持証拠金を維持するため、または追証に応じるためにお客様に差し入れていただく必要がある証拠金の金額を、分別口座から引き落としとして当社自身への支払いに充てること。
- (c) 本契約条件に従って当社が権利を有する資金を分別口座から引き落としとして当社自身への支払いに充てること。
- (d) 本契約条件に従って払い戻しが可能な金額を本口座から引き落とすこと。

- 13.4 当社は、当社がお客様と行う本取引に関して、またはお客様に提供されるその他のサービスに関連して、他の当事者から委託手数料およびその他の便益を受けることができること。当社はかかる委託手数料および便益を保持する権利を有します。

- 13.5 お客様がブローカーその他の第三者の代わりに当社に紹

介された場合、当該ブローカーまたは第三者は委託手数料または当社からのレポートの形で利益を得ることがあります。

13.6 別段の合意がない限り、本契約条件に基づきお客様にお支払いいただく金額の条件はGST抜きで表示されます。お客様には、法律により許されない場合を除き、サービスの提供に課せられる金額に対するGSTをお支払いいただく必要があります。当社は、法律により求められる場合は可能な限り確認書にGST込みの金額を表示いたします。

13.7 本第13条で言及される手数料、委託手数料および料金の金額または計算根拠は、PDS、オンラインサービスへの掲載、お客様の住所への通知、当社のウェブサイトへの掲載その他お客様と合意した方法または本契約条件により許される方法で、当社が書面にて随時通知いたします。

13.8 以下の場合、

[a] お客様が税金に関して支払い金額から控除または源泉徴収するよう求められる場合、または、

[b] 本契約条件に関連して支払われる金額について、当社がお客様の要請に応じて税金(所得税以外)を支払うよう求められる場合、

お客様には以下をしていただきます。

[c] 当社に対して税金を補償していただきます。

[d] 税金の控除、源泉徴収、または支払いが行われなければ当社が受け取るはずであった全額に相当する正味金額(各追加金額に関する税金の支払後)を当社が確実に受け取るように、追加金額を当社にお支払いいただくことに同意していただきます。

13.9 お客様には、本取引に関連してかかるすべての手数料(直接的なものおよび間接的なものの両方)および費用(当社の所得税以外)ならびに当社が本契約条件の履行および本契約条件に基づく権利の行使に際して負担したすべての費用および経費(完全補償に基づく内外の弁護士費用を含みます)を払い戻していただく必要があります。

13.10 オーバーナイトで保有されるオープンポジションは、当社が選択する以下の時点など(これらに限りません)いつでも、当社が本口座について決めるところに従い、金融チャージ調整を請求されるか、または金融クレジット調整を受ける権利があります。

[a] 本取引を行う時点で直ちに。

[b] 1日の終わりまたは月末。

[c] 本取引のロールオーバーの時点。

[d] 取引終了時点。

[e] 取引を行った後でその他いずれかの時点。

13.11 お客様には以下の場合であっても金融チャージ調整をお支払いいただきます。

[a] 同時に異なる口座または異なる金融商品にわたり他の請求も行われる場合。

[b] チャージが本口座の明細書または本取引の中間確認書に記載されない場合。

[c] 取引がオフラインで行われたかオンラインで行われたかによってチャージが異なる場合。

[d] チャージが本口座の金額または価値に関わりなく、本口座の金額によって異なる場合。

[e] 他の顧客の口座には同時に異なる利率が適用される場合。

[f] チャージがロールオーバー時に適用されても、本取引の終了まで課せられないか、執行されない場合。

[g] 本取引が本口座の通貨以外の通貨建ての場合。

[h] 利率は当社が自己の裁量で決めるところに従い、お客様に現在の利率が事前に通知されない場合。

13.12 お客様には、本契約条件の締結に関連する自己の弁護士費用、および本契約条件に基づき行われた本取引を含め本契約条件に関連してお客様が負担したすべての税金および費用がお客様のご負担であることにつき、確認していただきます。

13.13 本契約条件に基づくお客様のすべてのお支払いは以下に従います。

[a] 控除または源泉徴収が関係法令により求められる場合、または本契約条件により明示的に相殺が適用される場合を除き、お客様が相殺することなく、反対請求を行うか条件をつけることなく、かつお客様が税金その他の理由で控除または源泉徴収を行うことなく、支払われるものとしします。

[b] 当社が要求するか決定する通貨でお支払いいただきます。

13.14 当社は、関係法令に従い、本契約条件によりお支払いいただく手数料および料金またはその他の金額をお客様に通知いたします。ただし、利率はいつでも変更され、オンラインサービス経由で入手可能です。

13.15 当社が本契約条件に基づくか、本契約条件を参照して、または本契約条件に関連して提供する課税サービスにGSTがかかる場合、お客様には当該課税サービスに関してかかるGSTの金額もお支払いいただく必要があります。本条項は、サービス料がGST込みとしてお客様に明示される範囲内で適用されません。1999年新税システム(物品サービス税)法に定義された用語は、本文書で同じ意味を持ちます。

14. 顧客の資金および分別口座

14.1 当社は、お客様にお支払いいただく資金および財産その他当社が提供する金融サービスに関連して受け取る金銭および財産を、関係法令に従って取り扱わなければならないこと。例えば、当社は、オーストラリア会社法の要件を遵守する分別口座に当該資金を支払わなければならないことがあります。お客様には以下につき、確認し、承認していただきます。

- (a) お客様の資金および当社のその他の顧客の資金を混ぜ合わせ、当社が自社の資金から切り離して分別口座で保有することができること。
- (b) 当社が維持する分別口座に入金されるすべての資金は、法律により、オーストラリア会社法が許す範囲内(関係法令に従いますが)、当社がいずれかの顧客の債務不履行に対応するために使用することができること。ただし、当社は自社の業務手続きに基づきこれを行いません。
- (c) 当社がオーストラリア会社法に基づき維持する分別口座に入金される資金は、法律により、オーストラリア会社法が許す範囲内、当社がお客様の本口座に関係しない目的で利用することができること。ただし、当社は自社の業務手続きに基づきこれを行わないため、分別口座の利用がお客様の資金および財産を損失リスクから完全に保護するものではありません。
- (d) お客様が銀行送金で入金される場合は、当社がお客様ごとに付与した銀行口座への入金指図される必要があります。誤った銀行口座に入金がなされた場合、当社は資金の回収および調整に最善を尽くします。しかしながら、資金の回収および調整が成就しなかった場合、当社は一切責任を負わないものとします。

14.2 当社がお客様の資金をお客様の要請で別の者に支払う場合、当社は便益を受ける他者がお客様の資金の支払いを履行することにつき、責めを負いません。特に、当社は以下について(これらに限定されません)問い合わせる義務を負いません。

- (a) 第三者による当該資金の利用。

(b) 第三者が当該資金の全部または一部を支払う先。

(c) それらの者のいずれかの支払不能。

(d) それらの者のいずれかによるオーストラリア会社法、関係法令および規則の遵守。

(e) それらの者のいずれかがお客様の当該資金の一部をノミニー口座、分別口座、信託その他保護または安全のために保有しているか否か。

14.3 お客様には、お客様と当社が書面により別段の合意をしない限り、当社は分別口座に入金された資金につけられるすべての利息を得る権利があることに同意していただきます。

14.4 お客様が本契約条件に基づき権利を有し、かつ当社の支配下にある資金は、お客様が当社に別の指図を与え、当社が同意しない限り、お客様に直接支払われ、いかなる第三者にも支払われません。お客様には、当社からお客様への支払いに関する支払指図のために、関連する口座の詳細を提出していただく必要があります。当社は、合理的な措置を講じてお客様の支払指図に従いますが、当該指図に従わないことにつき責めを負わず、かかる過怠が生じた場合、関連する資金は当社がオーストラリア会社法および関係法令に従って保有を続けます。

14.5 お客様には、お客様が本金融商品に関する支払い(バイナリー・オプション・プレミアム(本契約条件の別紙5に定義されています)、お客様の口座における実現・未実現損失に関する金額、証拠金または維持証拠金を含みます)を含め、当社が維持する分別口座からお客様に権利がある資金の一部または全部を引き出すことにつき、権限および指示を与えていただきます。

14.6 お客様が本取引に関連して当社に資金をお支払いいただく場合、当該資金が分別口座に支払われ、お客様が受け取る権利を有する金額を当社が支払うか、お客様の口座における実現・未実現損失に関する金額に限らずお客様の本金融商品にかかる支払い、およびバイナリー・オプション・プレミアムの支払いを含め、当社に権利がある金額の支払いに充てるために当社が引き出すまで、当該資金が分別口座にとどまることにつき、指示していただいています。当社がお客様の本口座を再評価した後にお客様の本口座に実現・未実現損失がある場合、当社は、本契約条件に基づくお客様の指示により、当社が権利を有する金額を当社に支払うために、当該実現・未実現損失に相当する金額を分別口座から引き出す権限を有します。

14.7 疑義のある行為または取引が確認されたお客様の口座については、Highlowは口座の凍結、解約を実行する権限を有し、さらに、入金金額については返金するものの、疑義のあ

る行為または取引によって不当に得た収益に関しては没収することもあります。

- 14.8 お客様の口座において、自動売買のソフトウェア、仮想サーバー(VPS)、複数口座からの同一IPアドレスへのアクセス等を含む、疑義のある行為が認められたと当社が判断する場合、当社は当該口座を制限または解約することができるものとする。また、お客様が取引口座に登録した銀行口座、NETELLER、若しくはクレジットカード口座に対し、当社は分別口座より資金を出金できるものとする。また、出金費用が設定された出金において、その費用は顧客負担とする。
- 14.9 取引口座名義と一致しないクレジットカードの使用を含む、クレジットカード利用における不正があったものと当社が判断する場合、当社は当該口座を制限または解約することができるものとする。また、当社は分別口座への入金を使用されたクレジットカードに対して資金を出金し、クレジットカードへの出金後の残高について、当該取引口座の名義人より不正でないことの証明が示されるか、その他の然るべき方法により問題が解決するまで、当社はその資金を差し押さえることができる。
- 14.10 お客様には、当社が維持する分別口座においてお客様が権利を有する当該資金から、お客様が当社に対して負う責任、義務またはその他の損失に充当するために十分な金額の支払いを当社が受ける権利を有することにつき、確認していただきます。
- 14.11 お客様には、お客様の本取引に関連して分別口座から資金が引き出された後の以下の事項につき、確認していただきます。
- [a] お客様は、分別口座に通常与えられる保護を失うこと。
 - [b] お客様は、お客様の本取引にかかる当社の義務に対する無担保債権者であること。これには無担保債権者として、すべてのオープンポジションを清算した後にお客様に支払われる口座残高(もしあれば)の保有を含みます。
 - [c] 資金はもはやお客様の利益のために保有されないこと。
- 14.12 お客様が本金融商品にかかる支払い(証拠金またはバイナリー・オプション・プレミアムの支払いを含みます)を含め、当社に対するお客様の責任、義務その他の損失が生じ、かつそれを満たすことを想定して、当社が維持する分別口座に資金を支払われる場合、本契約条件により、お客様には、当社が当該資金を引き出して、後で生じる責任に関して当

社に支払う権限を当社に与え、指示していただきます。お客様の分別口座への支払いは、お客様が当社に(書面にて)別段の知らせを行わない限り、当該指示に従うものとみなされます。お客様には、お客様が書面にて当社に随時与えるその他の指示があればそれに従いますが、本契約条件に基づき引き出す権限および指示を当社に与える目的において、本契約条件は十分な書面によるお客様の指示であることに同意していただきます。

- 14.13 お客様には、当社がお客様の本口座を再評価した後にお客様の本口座に実現・未実現利益がある場合、当社は実現・未実現利益にかかる調整を反映させるため、分別口座に支払うか十分な資金を保有し、分別口座におけるお客様の残高に証拠金として入金することにより、本契約条件に従って取引が行われるまでお客様のために当該ファンドを分別口座に維持することにつき、確認し、同意していただきます。
- 14.14 お客様には、当社がお客様の本口座をいつでも随時再評価することができますが、特定の頻度または特定の時にお客様の本口座を再評価する義務を負っていないため、当社は特定の時または随時お客様の口座に実現・未実現利益があったのか、または実現・未実現損失があったのかを判断することを約束する義務を負わないことにつき、確認し、同意していただきます。
- 14.15 支払指図または本注文もしくはお客様が当社と行われる本取引に関するすべての外国為替リスクは、お客様に負っていただきます。支払指図、本注文または本取引を履行または執行するために行う必要がある一つの通貨から別の通貨への転換は、当社が自己の裁量で決める方法、時期および為替レートで当社が行うことができます。
- 14.16 お客様には、お客様が書面にて当社に随時与え当社が承するその他の指示があればそれに従いますが、本契約条件に基づき分別口座から引き出す権限および指示を当社に与える目的において、本契約条件は十分な書面による指示であることに同意していただきます。

15. 維持証拠金

- 15.1 お客様には、以下のそれぞれにつき、同意し、確認していただきます。
- [a] 維持証拠金は、当社が(本取引にかかるお客様の責任に対して保護するために)求めるところに従い、当社に支払われたか支払われるべき金額で、かつお客様の本口座に入金されるものをいいます。維持証拠金の最低金額は、当社が自己の裁量で決定します。
 - [b] 差し入れる証拠金は、維持証拠金としてお客様の本

口座に入金するために当社に支払われる金額です。

- (c) 維持証拠金を維持するためのお客様の差し入れは時間厳守です。
- (d) お客様には、当社が当該差し入れを行うようお客様に通知したか否か、またはお客様が必要金額の通知を実際に受けたか否かにかかわらず、少なくとも当社が要求する維持証拠金の金額を維持していただく必要があります。必要とされる維持証拠金の金額は、常時変化することがあり、かつ自動的に変化することがあり、それは週末またはその他の取引が行われないう日も含みます。お客様には、少なくとも必要とされる維持証拠金の金額を常時維持していただく義務があります。
- (e) お客様には、オープンポジションを保有される限りにおいて、維持証拠金を常にプラスに保つよう確保していただく必要があります。そうでなければ、当社はお客様に事前に通知することなく、お客様のオープンポジションを清算することがあります。
- (f) お客様には、本取引を執行した時点で維持証拠金を維持していただく義務が生じます。
- (g) お客様には、必要維持証拠金を自ら監視し、すべて満たしていただく責任があります。
- (h) 差し入れる証拠金は、直ちに使用可能な資金が分別口座にて受領された時点か、当社が認めるそれより早い時点で当社が入金するため、当社が提供するOTC契約またはその他のOTC取引にかかる必要維持証拠金は、お客様の差し入れが直ちに使用可能な資金で分別口座にて受領されなければ、かつ受領されるまで満たされません。
- (i) 当社のその他の権利を制限することなく、当社が自己取引の主体としてお客様に提供する本金融商品に関して、お客様には、本契約条件により、お客様が分別口座に預託されたすべての資金が、お客様の取引手数料、金融チャージを支払う義務、維持証拠金を維持する義務、実現・未実現損失を支払う義務、バイナリー・オプション・プレミアムを支払う義務、および本契約条件に基づくその他すべての金額を支払う義務を果たすために、直ちに引き出され当社に支払われることにつき、たとえ以下の場合であっても、権限および指示を与えていただきます。
 - (i) お客様の支払いが(取引手数料、金融チャージおよびその他の支払われるべき金額を控除後)必要とされる維持証拠金の総額を維持するために必要な金額を下回っているか、上回ってい

る場合。

- (ii) 必要とされる維持証拠金の金額が、お客様が分別口座に支払われた後に軽減される場合。
- (iii) お客様が分別口座に支払いを行う時点と当社が引き出しを行う時点との間に遅延がある場合。
- (iv) お客様が権限および指示を撤回しようとしても、当社に対してその時点で満たされていない維持証拠金の金額を維持する義務がまだある場合。
- (v) お客様が支払後にお客様の口座に指示される維持証拠金の利用目的を当社に知らさないか、当社に知らせた後に考えを変え、より少ない価値で本金融商品を取引されるか、または取引されない場合。
- (j) 証拠金の要件に関するお客様の責任が、もしあれば、お客様の口座のために当初当社に支払われた金額に限られない場合。お客様には、本取引の清算後に当社にお支払いいただくべき不足額があれば現金でお支払いいただき、お客様がかかる不足額の支払いを怠る場合、当社は本口座から不足額を支払うか、当社が保有する本金融商品を実現して受渡金額を当該不足額に充当することができます。かつお客様には、当該不足額が生じる場合には直ちに当社に全額をお支払いいただくことにより、(本口座の価値を超える)不足額を完全かつ速やかに解消していただきます。

15.2 当社は(お客様に通知することなく)、以下の時点または当社が決めるそれ以降に(自己の裁量によるか取引プラットフォームの自動的な管理によるかを問いません)清算することができますが、一部または全部のオープンポジションを清算するか清算を試みる義務を負いません。

- (a) お客様の口座価値が清算水準を下回る場合。
- (b) お客様が必要とされる維持証拠金を維持できない場合。
- (c) いつでも随時、当社の判断により、お客様のオープンポジションすべての価値が(お客様の口座における現金残高を考慮することなく)未実現損失の大幅な超過であるため、当社の考えでは、お客様のオープンポジションの一つか複数の継続的な取引、または清算の過急がお客様の口座価値を大きく悪化させるか、その可能性が高い場合。

16. オープンポジションのロールオーバー

16.1 各オープンポジションに関して、以下の場合を除き、

- (a) 当該オープンポジションが事前に清算される場合。
- (b) 本取引に明示的な条件がある場合（バイナリー・オプションで期間が固定など）
- (c) 当社が当該オープンポジションを決済する明示的な合意がある場合。

当社は本契約条件により以下の指図を与えられています。

- (d) オープンポジションに変化を持たせ（かかる場合には新たな本取引とみなされます）、その決済日を当社とお客様との間で合意する営業日（以前に合意された適用される決済日直前の営業日の午後5時00分までに合意がない場合は、翌営業日）まで延ばすこと。
- (e) オープンポジションを清算し、決済日が翌営業日となり金利差で調整される場合を除き、同じ原資産につき、同じ買いまたは売りのポジションとなる本取引を新たに行うこと。

17. 情報および助言

17.1 当社は、お客様に金利、証券、デリバティブ、外国為替、不動産その他の本金融商品または市場一般の情報またはデータを提供することができます（提供する義務に基づくものではありません）。かかる情報またはデータが提供される場合、その前提として、当社は情報源を信頼できていると考えていますが、当該情報を検証していません。お客様には、当社は提供されるいかなる情報またはデータについても正確性、完全性または通貨（取引の順を含みます）に責任を負うものではなく、お客様が当該情報またはデータを信頼される場合は自己のリスクでそうされることにつき、確認していただきます。お客様には、当社がお客様に提供するいかなる情報またはデータも、お客様の目的、金融ニーズや状況または特殊な事情を考慮していないことにつき、確認していただきます。

17.2 当社がお客様にサービスを提供する場合（本金融商品または金融サービスの提供、本口座の開設に合意すること、お客様に金融商品を提供すること、または自己取引の主体として取引を行うことを含みます）、当社は本契約条件または当該行為により、関係法令により要求される範囲を除き、本金融商品、金融サービス、本注文または本取引に関する助言または推奨を提供するものでも、提供を要求されるものでもなく、その責めを負いません。

17.3 お客様には、本契約に基づき、法律により許される範囲内で、当社に対して以下の表明および保証を行っていただきます。

- (a) お客様は、当社からのいかなる連絡（書面であれ口頭であれ）も、金融サービスその他の本取引に関する投資助言または本取引を行うか、変化を持たせるか、もしくは清算する推奨として依拠していないこと。
- (b) お客様は、本取引の条件に関する情報および説明を、金融サービスその他の本取引に関する助言または本取引を行う推奨としてみなさず、そのように取り扱わないこと。
- (c) お客様は、当社から受けるいかなる連絡（書面であれ口頭であれ）も、本取引の予想される結果についての確約または保証としてとらえないこと。

17.4 お客様には、お客様の責任で当社にすべての本注文を出されるか、出さない選択をされるのであり、本金融商品に関して投資または取引の判断を行う前に、本金融商品に関する個人的な助言（法律、税金、財務に関する助言を含みます）を取得するのはお客様の責任であることにつき、確認していただきます。

17.5 当社がお客様に対する助言を記載する書面をお客様に提供する義務を（本条項がなければ）負う範囲内で、そして関係法令により許される範囲内で、

- (a) お客様には、助言を得た後、かかる書面による助言を受領することに同意していただきます。
- (b) お客様には、本取引を行った後、法律により許される期間内にかかる書面による助言を受領することに同意していただきます。
- (c) 当社は書面による助言を提供する必要がありません。

18. 個人情報

18.1 お客様には、当社が本契約条件に基づくサービスをお客様に提供する際に、お客様から個人情報を取得する権限を当社に与えていただきます。お客様には、当社がお客様または他者から得た情報、または以下のためにその他の関連する文書を使用する権限を当社に与えていただきます。

- (a) 当社に対するお客様へのサービス提供の要請を検討するため。
- (b) 本契約条件に従ってお客様にサービスを提供するため。
- (c) お客様の受益権に関する当社の義務を遵守するため。
- (d) 当社が本口座に関連するなど、本契約条件に定める事項に関連して第三者に連絡できるようにするため。

- [e] 関係法令に基づく法規制の要件を確実に満たすため。
- 18.2** お客様には、お客様が提供された情報に変更がある場合は、書面にて当社に通知していただく必要があります。
- 18.3** お客様には、個人情報を以下に対して開示する権限を当社に与えていただきます。
- [a] オーストラリアか別の国・地域かを問わず当社の関係会社。
- [b] お客様の本取引を清算または決済する責任を負う清算または決済の参加者(お客様のOTC取引が第三者により清算される場合)。
- [c] 当社のサービスプロバイダー(マーケティング会社、データコンサルタント、IT委託会社を含みます)。
- [d] 当社の代理人、委託先、外部助言者。
- [e] オーストラリアか別の国・地域かを問わず政府およびその他の規制機関ならびに当局。
- [f] 支払システムオペレーター。
- [g] お客様にサービスを提供するその他の金融機関および与信提供者。
- [h] 守秘義務を前提として、当社もしくは関係会社または当社もしくは関係会社の全部もしくは一部の事業に対する、見込みの買収者、合併事業パートナーまたは投資家。
- [i] 関係法令により要求される範囲内でその他の関係者。
- 18.4** お客様には、お客様が当社に開設するすべての本口座に関してお客様が当社に提供される納税申告番号を、法定要件に従って本取引を行う目的で使用および開示する権限を当社に与えていただきます。
- 18.5** お客様には、当社がお客様に関して保有する個人情報にアクセスする権利があります。時にある理由でアクセスできない場合があります。かかる場合、お客様に理由をお知らせいたします。当社がお客様に関して保有することがある個人情報の内容をお知りになりたい場合、または個人情報へのアクセスを要請される場合は、当社までご連絡ください。
- 18.6** お客様には、当社がお客様の個人情報を本契約条件の定めに従って利用または開示できることに同意していただきます。お客様には、あらゆる合理的な措置を講じて、本取引に関して当該情報または文書を要請する権利を有する者(ASIC、ASX、ASXクリアリングコーポレーション・リミテッドまたはASXセトルメント・コーポレーション・リミテッドを含みますが、それらに限りません)が要請する情報または文書を、当社に交付していただくか、当社に交付されるようにしていただくことに同意していただきます。お客様には、本18条の定めに従って当社が要請する情報をお客様が提供されない場合、または当社がお客様の情報を使用することに同意されない場合、当社がお客様にサービスを提供できないことがあることにつき、理解していただきます。
- 18.7** お客様には、当社がお客様の従業員、銀行または格付会社を含む誰に対しても、お客様の信用力に関して適切と当社が考える問い合わせを行い、かつ当該問い合わせの結果およびお客様の当社に対する開示の結果(お客様の納税申告番号を含みます)を、格付会社またはお客様の本取引の清算もしくは決済の責任を負う清算もしくは決済の参加者に、当社および当該参加者によるリスク評価の目的で開示できることに同意していただきます。
- 18.8** 当社は、本契約条件に関する範囲内で、随時の改正法を含むオーストラリア連邦1988年プライバシー法に基づく義務を遵守いたします。
- 18.9** お客様には、当社の要請に応じて、あらゆる合理的な措置を講じて、本金融商品の取引に関係するすべての情報および文書を当社に交付していただく必要があります。
- 19. 紛争**
- 19.1** お客様には、各確認書を受領後直ちにその条件を検証することに同意していただき、かつ確認書の発行後48時間以内に、お客様が受領された確認書の内容に異議がある旨を当社に通知されない限り、確認書の内容が、重大な過誤がなければ、取引執行の決定的証拠となることに同意していただきます。
- 19.2** 苦情(異議のある内容を含みません)は、当社のFSGに随時定められる手続きに従って当社に連絡していただく必要があります。解決されない苦情は、金融オンブズマン・サービスまたは当社が参加する外部の紛争処理スキームに連絡されます。
- 20. 録音**
- 20.1** お客様には、お客様が当社の担当者と話される都度、お客様との通話を受信および発信の一部または全部につき、その旨をお客様に開示することなく、録音する権限を当社に与えていただきます。当該通話は聞き取ることが可能か否か

を問わず録音することがあります。お客様には、当社が自社職員を監視および研修するため、お客様および当社それぞれの規制上および契約上の義務に対する遵守を監視するため、および紛争解決のために、当該録音を使用できることに同意していただきます。当社とお客様との間に紛争がある場合、お客様は当該会話の録音を(まだ可能であれば)聞く権利を有します。いかなる本契約条件も、当社が録音を保持するか、録音を消去した旨をお客様に通知する義務を負わせるものではありません。

20.2 録音は、当社職員の業績を評価するか研修するため、当社の規制上および契約上の各義務を遵守するため、および紛争を解決するために使用することができます。

20.3 当社は、関係法令が要求しない限り、通話の録音もしくは会話の口述記録または写しを保持する義務を負わず、記録をいつ廃棄したかをお客様にお知らせする義務を負いません。

20.4 当社は、要請に応じて、お客様の取引に関する通話の録音または口述記録の写しを、当該取引に関する紛争または紛争の見込みがある場合には、お客様に提供することに同意いたします。お客様には、当該口述記録または写しの提供に伴う合理的な費用をお支払いいただくことに同意していただきます。

21. お客様の能力、表明および保証

21.1 当社は、当社がお客様の法的能力にかかわらずお客様と行う本取引の執行から生じるすべての義務を、お客様が一義的な義務者として果たされることを前提として、本契約条件に基づくサービスを提供いたします。

21.2 お客様には、以下につき当社に表明し、保証していただきます。

- (a) お客様は自己取引の主体として行為をなしていること。
- (b) お客様は別の者の代わりに仲介者として行為をなしており、他者の代わりに本取引を行う権限を具体的に与えられており、かつ(要求される場合に)現在そのために適切なすべてのオーストラリア金融サービス免許による権限を有していること。
- (c) お客様は信託証書(お客様が信託の受託者である場合)の条件に従って行為をなしていること。

21.3 お客様が1名以上で構成される場合(例としてお客様がパートナーシップまたは合併事業として行為をなしている場

合を含みます)、お客様を構成する各人は本契約条件に基づく義務に関して共同責任を負い、当社はそのいずれか1人の指図に従い行為をなすことができます。(当社は通常、個人口座のみ取り扱います。)

21.4 お客様が会社の場合、お客様には以下につき表明し、保証していただきます。(当社は通常、個人口座のみ取り扱います。)

- (a) お客様は、オーストラリア会社法に基づき有効なACN、ABNまたはARBN(適用される場合)を保有していること。
- (b) お客様は、本契約条件を締結し、それに基づく義務を履行する完全な会社の権能を有すること。
- (c) お客様は、本契約条件に基づくお客様の義務を履行する権限を与えるすべての必要なコーポレートアクションを行っており、本契約条件は、お客様に対して強制可能な法的、有効かつ拘束力のある義務を構成すること。

21.5 お客様が信託の受託者、管理投資スキームの運用責任者、年金基金の受託者または投資運用契約に基づく代理人として行為をなす場合、別紙1に定める追加の表明、保証および確約が適用されること。

21.6 お客様には、以下について表明し、保証していただきます。

- (a) お客様は、金融商品開示文書を含みますがそれに限らず、当社が提供するサービスに関して当社がお客様に提供するすべての文書をお読みの上、理解されていること。
- (b) お客様は、当社が関係法令に従って取引を適法に行う権利を有する者であり、かつお客様が当社と行う取引または当社に行うことを要請される取引はすべて、すべての関係法令に基づき常に適法であること。
- (c) 関係法令その他に基づき提供されるすべての情報は、あらゆる観点で真実、完全かつ正確であり、提供された情報に変更がある場合(お客様の名前、住所、電話番号、ファックス番号または電子メールアドレスの変更を含みますがそれらに限りません)は直ちに当社に通知していただくこと。
- (d) お客様は、当社に本注文を出される前に、お客様自身の知識および判断に依存され、賢明と考えられる助言(金融その他に関する)を求められ、かつ当社に出される本注文につき完全な責任を負われること。
- (e) お客様は、以下に関連する規定を十分に理解されていること。

- (i) 関係法令およびオーストラリア会社法第1041A条に記載された不正または誤解を招くなどの市場操作の禁止。
- (ii) オーストラリア会社法第1043A条に記載されたインサイダー取引の禁止。
- (iii) オーストラリア会社法第1041B条および第1041C条に記載された不正取引および相場操縦の禁止。
- (iv) オーストラリア会社法第1041H条に記載された誤解を招く行為および詐欺行為の禁止。
- (v) ASXで空売りが許される条件および空売りに課される開示義務を定める関係法令およびオーストラリア会社法。
- (f) お客様は、常に、本契約条件に基づき、かつお客様と当社が行う取引に適用される条件に基づき、お客様に生じる支払いを行い、すべての約束を果たすことができること。

21.7 当社は、法律に暗示され、除外することができない保証および表明以外に、本契約条件に関連してお客様に提供するか、または利用に供するサービスに関して、いかなる保証も行いません。当社は、法律により許される最大限まで、当該サービスもしくは情報または本契約条件に関連して生じるすべての費用、経費、損害および損失（派生的損害を含みます）に対して責め（過失責任を含みますが、それに限られません）を負いません。

21.8 お客様が本契約条件の本第21条、別紙1その他に基づきなされたすべての表明、保証および確認は、お客様が申込書に漏れなく記入された時点でなされたものとみなされ、お客様が以下の時点で繰り返されたものとみなされること。

- (a) 当社に注文を出される都度。
- (b) 当社と取引を行われる都度。
- (c) 当社がお客様の本口座または本取引に関連して、本契約条件に基づき何かを行うか、何かを行わない都度、または本契約条件の定めに従って。

22. マネーロンダリング防止およびテロリスト資金対策

22.1 お客様には、以下について確認していただきます。

- (a) 当社は、当社がサービスを提供し、または本取引を行うことを禁じることがある様々なマネーロンダリング防止およびテロリスト資金対策法(AML/CTF法)に従うこと。

- (b) AML/CTF法は、いかなる者にも犯罪行為から生じる資金または犯罪行為で使われた資産を取り扱うこと（犯罪行為が行われた場合は常に）、テロまたはテロリストの行為に関与する（もしくは関与が疑われる）いかなる者または主体のいかなる資金または資産を取り扱うことも、またはそれらに資金を提供することも禁じています。

22.2 お客様には以下に同意していただきます。

- (a) 当社は、お客様の本人確認に満足しない場合、またはそうすることでAML/CTF法に違反すると疑う合理的な根拠がある場合、本契約条件に基づくか、または本契約条件に関連する、いかなる行為をなす必要も、またはいかなる義務を履行する必要もないこと。
- (b) 当社は、そうすることがオーストラリアまたはその他の国の法律に違反すると信じる合理的な根拠がある場合、いかなる支払いを行うことも、またはいかなるサービスを提供することも、遅延、停止または拒絶することができ、当社がそうした場合にいかなる責任も負わないこと。
- (c) 当社は、上の(a)項または(b)項に定められる行為またはその不作為を理由としてお客様が損失（派生的損失を含みます）を被ったとしても、お客様に対して責めを負わないこと。

22.3 お客様には、当社がAML/CTF法を含むオーストラリアまたはその他の国の法律を遵守するために合理的に要求するすべての情報および文書を提供していただくことに同意していただきます。お客様には、当社がオーストラリアまたはその他の国の法律または規則により要求される場合、お客様が当社に提供される情報、またはお客様が当社と行つか、もしくは当社に行うように求める本取引についての情報を、当社が開示できることに同意していただきます。

22.4 お客様には、当社が当文書またはお客様より与えられた指図に従って資金を支払うことは、オーストラリアまたはその他の国のいかなる法律にも違反しないことにつき、表明し、保証していただきます。

23. 責任の制限、損害補償および支払い

23.1 オーストラリア連邦2010年競争消費者法の当該規定、2001年オーストラリア連邦証券・投資委員会法、オーストラリア会社法、その他の法規およびその他の権利、責務その他の法律により課されるか暗示され、当事者間の合意により除外できない義務に従いますが、当該法律により禁止されない範囲内において、以下のそれぞれが適用されます。

- [a] 当社は、オンラインサービスを含みますがそれに限られない、本契約条件に基づき当社が提供するいかなるサービスに関しても、商品性、特定の目的への適応性その他（正確性、通貨、利用可能性、完全性または質を含みます）について、いかなる保証も明示的か暗黙かを問わず行いません。
- [b] 当社は、当社が本契約条件に基づき提供するサービスの利用に関連するか、またはそれを原因とする契約、不法契約その他、および以下を含みますがそれに限らない事項の結果として、またはそれを原因としてお客様が直接もしくは間接的に被らねたいかなる損失に関しても、すべての責任を免れます。
- [i] オンラインサービスを含む本契約条件に基づきお客様に提供された情報の不正確さ、間違いまたは遅延もしくは省略。
- [ii] オンラインサービスまたは本注文もしくはその他の情報の送信に関する遅延、不具合もしくは不正確さ、またはアクセスの喪失を含みますがそれに限らない、お客様に対するサービス提供の遅延もしくは不具合もしくは不正確さ、またはアクセスの喪失。
- [iii] 本注文の誤った解釈または不明瞭、曖昧もしくは具体的ではない指図。
- [iv] 政府による制限、取引所または市場の規則、取引停止、コンピューターまたは電話の不具合、当社のオンラインサービスに対する違法アクセス、窃盗、妨害行為、戦争、地震、ストライキ、不可抗力および、それらに限定されることなく、当社の支配が及ばないその他の状況。
- [c] 当社は、契約、不法行為（過失を含む）その他について、オンラインサービスを含みますがそれに限らないサービスの提供を原因とするいかなる逸失利益もしくは費用または特別、間接的もしくは派生的な損害に関しても責めを負いません。
- [d] 当社は、明示的にも暗黙にも、以下についていかなる表明または保証も行いません。
- [i] 取引所システム（もしくはその一部）もしくはサービスまたはそれに関して遂行されるサービスが、お客様の要件または利用者の要件を満たすこと。
- [ii] 取引所システムの運営またはそれに関して遂行されるサービスが、阻害されることなく、過誤が生じないこと。
- [e] 当社は、いかなる関連法の規定違反、過失、被害、死亡、逸失利益、ファイルデータもしくは利用の喪失、経済的損失、評判の喪失またはあらゆる取引所システムの運営に対する偶発的もしくは派生的な損失もしくは損害に対しても、当社またはその従業員、代理人もしくは代表者の過失もしくは不正を原因とする範囲を除き、責めを負いません。
- [f] 当社のお客様に対する責任は、いかなる場合も以下に制限されます。
- [i] 物の場合、物の交換もしくは補修。または、
- [ii] サービスの場合、サービスの再提供。
- 23.2** 法律により許される最大限まで、お客様には、当社、その各役職者、従業員、代理人および代表者に対して、以下により生じる請求から免除、免責とし、それを補償し、かつ補償されるように保つことに同意していただきます。
- [a] 本契約条件または本注文もしくは本取引に基づくお客様の行為か不作為かを問わず、不履行。
- [b] お客様による関係法令の違反。
- [c] 真実ではないか、不正確であることが判明する、本契約条件に基づきお客様が行った表明または保証。
- [d] お客様またはお客様の顧客、従業員、代理人もしくは権限保有者、コンサルタントもしくは従者による過誤、不作為、不正行為、違法行為、過失、横領または犯罪となる行為もしくは不作為。
- [e] お客様のコンピューターもしくは電子システムまたはネットワークのいずれかにおける稼働、利用または当社へのデータ転送の不具合、または当該システムもしくはネットワークへのお客様によるデータもしくは情報の入力におけるミスもしくは不備。
- [f] 例えば、システムもしくは市場の遅延を原因とする場合、検証もしくはフィルターの手続きまたは権限のないプロセスによるか、電子メールの遅延または電話の待機時間によるか、内部の方針および手続きに準拠したためなどを含む（これらに限りません）、本注文の処理における遅延。
- [g] 当社が本契約条件に従い、またはそれに付随して適法に行ったこと。
- [h] お客様が与えた指図、要請または指示。
- [i] 当社が関係法令、金融市場もしくは清算・決済施設、当社に管轄権を有する政府機関もしくは規制機関、またはヘッジカウンターパーティーによる指示、要請または要件を遵守したために生じる場合。
- [j] お客様もしくは権限保有者が署名したか、もしくは署

名したものとみなされるファックス、電子メールその他の類似の手段により受領した指図を当社が忠実に了承し、その指図に基づき当社が忠実に行動したことを原因として生じる場合、およびそれに関連する何らかの関係をj持って生じる場合。

- (k) お客様の本取引およびそれらに関連して行われた支払いに関して、ヘッジカウンターパーティーによる当社に対する義務の不履行または遅延。
- (l) ただし、当社による本契約条件の違反または当社による重大な過失もしくは不正行為に帰せられる範囲のみを除きます。

23.3 当社が本契約条件に基づくか、本契約条件を参照して、または本契約条件に関連して提供する課税サービスにGSTがかかる場合、お客様には当該課税サービスに関してかかるGSTの金額もお支払いいただく必要があります。本条項は、サービス料がGST込みとしてお客様に明示される範囲内で適用されません。1999年新税システム(物品サービス税)法に定義された用語は、本契約条件で同じ意味を持ちます。

23.4 お客様には、本契約条件の締結に関連する自己の弁護士費用、および本契約条件に基づき行われた本取引を含め本契約条件に関連してお客様が負担したすべての税金および費用がお客様のご負担であることにつき、確認していただきます。

23.5 本契約条件に基づくお客様のお支払いは以下に従います。

- (a) 控除または源泉徴収が関係法令により求められる場合、または本契約条件により明示的に相殺が適用される場合を除き、お客様が相殺することなく、反対請求を行うか条件をつけることなく、かつお客様が税金その他の理由で控除または源泉徴収を行うことなく、支払われるものとします。
- (b) 当社が要求するか決定する通貨でお支払いいただきます。

23.6 以下の場合、

- (a) お客様が税金に関して支払い金額から控除または源泉徴収するよう求められる場合、または、
- (b) 本契約条件に関連して支払われる金額について、当社がお客様の要請に応じて税金(所得税以外)を支払うよう求められる場合、

お客様には以下をしていただきます。

- (c) 当社に対して税金を補償していただきます。
- (d) 税金の控除、源泉徴収、または支払いが行われなければ当社が受け取るはずであった全額に相当する正味金額(各追加金額に関する税金の支払後)を当社が確実に受け取るように、追加金額を当社にお支払いいただくことに同意していただきます。

24. 債務不履行

24.1 以下のそれぞれが債務不履行を構成します。

- (a) 行為によるか不作為によるかを問わず、お客様が本契約条件に違反された場合(第6条第13項に違反して当社に本注文を出される場合を含みますが、それに限りません)。
- (b) いかなる事情であれ、行為がオーストラリア会社法、規則その他の関係法令に違反するか、違反するとみなされる可能性がある当社が合理的に信じる状況(本注文に関して第6条第13項に記載された状況に限りません)で、本取引がそれらの法律または規則に違反する可能性をお客様が知っているか否かを問わず、本取引を行うかオープンポジションを清算される場合。
- (c) お客様が当社に支払うべき金額を支払わないか、その担保を提供されない場合。
- (d) お客様が本契約条件に従い行われた本取引に関して期日が到来した金額を支払わない場合。
- (e) お客様がオプション契約の権利行使に従って生じる義務または本取引に従って生じる契約の決済を履行されない場合。
- (f) お客様が本契約条件に従い行われた本取引に関する決済義務を果たされない場合。
- (g) お客様がお客様の本口座に関連して当社がお客様に課した制限または制約(例えば、本取引の種類、数量もしくは価値または未履行の責任にかかる制約)を遵守されない場合。
- (h) お客様が提供した保証またはお客様の要請で第三者(顧客の取締役など)が提供した保証が、当社の同意なく撤回される場合、または無効となり、保証の受益者に受け入れられるその他の代わりとなる担保が提供されない場合。(当社は通常、本人による取引のみを扱います。)
- (i) お客様が(誰かに)差し入れたお客様の資産に設定さ

- れた担保が執行されることとなり、当該担保の保有者が担保を執行する措置を講じる場合。(当社は通常、本人による取引のみを扱います。)
- (j) お客様が本契約条件に基づき、または本契約条件に従って行った表明または保証が、重大な点で不正確または誤解を招くものであるか、不正確または誤解を招くことになる場合。
- (k) お客様が一つまたは複数の本取引に関する当社への義務につき、お客様の履行に関する制限の常に厳格な遵守を含みますがそれに限らず、お客様が果たすことができないか、果たすことができない可能性があるかと当社が判断する場合。
- (l) お客様が支払い不能になるか破産される場合。
- (m) お客様が債権者の利益のための和議または和解に入る場合。
- (n) お客様が会社の場合(当社は通常、法人口座を受け付けず、また、本人による取引のみを扱います。)、
- (i) お客様が自発的かそれ以外で(債権の目的による場合を除きます)清算される場合、またはお客様または別の者がお客様の資産に関して清算人、管財人、財産管理人または公的な管理人を指名する場合。
- (ii) 取締役が本契約条件に基づくお客様の義務に関して、当社に有利に、または当社に許容できる形式で、有効な保証書または補償を(当社が要請した後、合理的な期間内に)提供しなかった場合。
- (iii) お客様が取締役の変更を、変更が有効となつてから7日以内に当社に通知しなかった場合。
- (o) お客様が別の者から与えられた権限に基づき別の者の代わりに行為をなす場合で、(当社の意見では)お客様が本契約条件に基づく義務を履行するためのお客様の権限または法的もしくは金銭的な能力に悪影響を与える形で権限が変更される場合。(当社は通常、本人による取引のみを扱います。)
- (p) お客様が受託者である場合で、お客様が受託者である信託が終了するか、信託もしくはファンドの資本が付与もしくは分配されるか、信託資産もしくは償還から補償を受けるお客様の権利が終了するか、制限されるか、もしくは異議を申し立てられ、その結果として、当社の意見では、信託もしくはファンドの資産が本契約条件もしくは本取引に基づくお客様の責任を果たすために不十分となる場合。(当社は通常、本人による取引のみを扱います。)
- (q) お客様が自然人の場合で、お客様が亡くなるか、精神異常となる場合、またはお客様もしくはお客様の財産が精神衛生に関する法律に基づき何らかの形で処理される責めを負う場合。
- (r) お客様が本契約条件の明示的な準拠法の適用、本契約条件に定められた専属的管轄裁判所に異議を唱えられるか、否定される場合。
- (s) お客様が債権者に対して支払い猶予とするか、事業の継続をやめるか、やめる恐れがある場合。
- (t) 代替措置が用意されておらず、当社がお客様の本取引のいずれかに関して指図を得るために、お客様に直ちに連絡できない場合。
- (u) 別紙で言及されるその他の事由で、お客様の口座に債務不履行を構成するものとして適用される事由、または当社とお客様が債務不履行を構成することに合意した事由が発生する場合。

24.2

- 債務不履行が発生する場合、当社は、当社がお客様に対して有するか、有する可能性があるその他の権利に加えて、お客様に事前の通知をすることなく、本契約条件に従って行った本取引に関連して、状況から合理的と当社が考えるいかなる行動をとることも、または行動をとらないこともでき、当社は以下のいずれか一つまたは複数、それらに制限されることなく、行うことができます。
- (a) 執行前の注文を取り消すこと。
- (b) 一つまたは複数の決済前の本取引またはオープンポジションを清算させるために一つまたは複数の本取引を行うこと。
- (c) 債務不履行時に決済されていない本取引を決済すること。
- (d) オプション契約であるか、相当する原証券に関するオープンポジションの場合に、当該オプション契約の一つまたは複数の権利行使を行うことにより本取引を処理するか、または権利執行前の一つか複数のオプション契約を放棄すること。
- (e) 本取引を(それがオープンポジションか否かを問わず)取り消し、以前に実現・未実現利益または実現・未実現損失があった場合はそれらを元に戻すことも含めて、お客様の本口座に派生する調整を加えること。
- (f) 追加の本取引によりオープンポジションの全部または一部の反対取引を行うこと。

- [g] お客様が分別口座に預託し、お客様が権利を持つ資金があれば、それらを用いてお客様から当社にお支払いいただくべき金額と相殺するか、引き出して当社への支払いに充てること。
- [h] 直ちに、または後で、本契約条件、一つもしくは複数の別紙、一つもしくは複数の本口座、一つもしくは複数の本取引を解除するか、またはそれらを組み合わせて解除すること。
- [i] お客様の当社に対する義務に関して差し入れられた担保または保証を実現または執行すること。
- [j] お客様から当社にお支払いいただくか、当社がお客様に支払うべき外貨建ての金額の一部または全部をオーストラリア・ドルに転換すること。
- [k] お客様から当社にお支払いいただくべき金額の一部または全部を計算し、当該金額が直ちに期日が到来し支払われるべきである旨を宣言すること。
- [l] 関係法令または本契約条件により与えられたその他の権利を行使するか、またはお客様の本取引に関して関係法令または本契約条件に基づき生じるその他の義務を履行すること。

当社が本第24条第2項に基づきとる行動、またはとらない行動に関して、お客様には、当社がお客様の指図に基づく行動をとったか、またはとらなかったかのように当社に説明していただく必要があります。制限されることなく、お客様は結果として生じる不足額があれば責めを負っていただき、余剰金があればその権利を有します。

- 24.3** 本契約条件のいずれも、お客様が当社による債務不履行を主張する権利、またはお客様の主張から生じる損失があればそれを請求または回復するために適切とお客様が判断される事前の行動をとる権利を制限しません。例えば、当社は、本契約条件に対する当社の重大な違反があった場合に、お客様が本契約条件を解除できることにつき、確認いたします。お客様には、当社による債務不履行および特定の債務不履行事由の後に、当社のすべての顧客のすべての本取引が時期尚早に解除されることを回避し、それが一部もしくはすべての顧客に取消不能の損失を生じさせる可能性、および当該損失がかかる自動的な解除により取消不能で増加する可能性を避けるために、お客様が特定の権利を持たないことが合理的であることに同意していただきます。

25. 通知

- 25.1** 当社からの通知は、お客様が本口座の申込書のなかで特定されたか後に通知される住所、ファックス番号または電子

メールアドレスに送付されるか、または当社のウェブサイト上に通知を掲載するか、もしくは当社がお客様に提供するオンラインサービスを通じて行います。本契約条件に別段の定めがない限り、当社が行ういかなる通知も、通知、要求もしくは確認書が送信または掲載された翌営業日に受領されたか、効力を生じるものとみなされます。

- 25.2** お客様からの通知は、書面かつ郵便、ファックスまたは電子メールにて、当社がFSGもしくは当社のウェブサイトで特定するか、またはその他の当社が通知する当社の住所、ファックス番号または電子メールアドレスに送付していただく必要があります。お客様からの通知は、当社が営業時間中に実際に受領する時か、営業時間外の場合は翌営業日の営業時間中に行われたものとみなされます。

- 25.3** 本口座が1人以上の共同名義で開設される場合、それぞれの方には、当社がいずれか1人に通知することにより、本契約条件または関係法令に基づきそれらの方々に通知または文書を送らなければならない当社の義務を果たすことができることに同意していただきます。

- 25.4** 当社は、当社の取引手数料または利率、手数料もしくは本契約条件によりお支払いいただくその他の金額の変更を、当社のウェブサイト、オンラインサービスまたはプラットフォーム管理サービスに掲載することを含め、本契約条件により許されたいかなる方法でも、お客様に通知することができます。当社は、オーストラリア会社法により求められた最低通知期間を設けなければなりません。

- 25.5** 最低期間が求められていないか、または本契約条件のどこにも記載されていない場合、取引手数料、料金または役割の変更にかかる通知は、当社が変更の情報を当社ウェブサイト上またはオンラインサービスもしくはプラットフォーム管理サービスを通じて最初に公表した時点で直ちに有効とすることができます。

26. 法定代理人としての当社の使命

- 26.1** 当社による本契約条件の合意を起因として、お客様には、当社ならびに当社の各取締役、書記兼主たる執行役員および各従業員（かかる従業員の役職には「マネジャー」または「ヘッド」と呼ばれるものがあります）を個別に、債務不履行後のいつでもかつ随時、すべての文書を執行かつ交付するため、および本契約条件の規定を有効にするために必要もしくは望ましいとお客様の弁護士が考えるすべての事項を行うために、ならびに特に、それに限定することなく、本契約条件に基づく当社の権利および権限のいずれかに関連するか、それに付随して、お客様の法定代理人として取消不能で指名していただきます。かかる権限は、当社の利益に

反することがあるとしても、当社の利益のために行使することができます。かかる指名は本契約条件が終了した後も存続します。

27. 口座解約

- 27.1 第24条第2項を制限することなく、お客様および当社は、それぞれ相手方への通知によって本契約条件をいつでも解除することができます。
- 27.2 解除時に取引口座の残高が1,000円、\$10、£10、または€10以上の場合、出金可能な方法で速やかに出金を実施いたします。解約時の出金手数料については、お客様の負担になります。
- 27.3 口座解約時に取引口座の残高が1,000円、\$10、£10、または€10未満の場合、解約手数料としてお客様に返金されません。
- 27.4 本契約条件の解除は、解除時に免除されていない本契約条件に基づく未履行の義務、責任もしくは遡及の制限、本契約条件に定められた補償または解除後も存続するものと明記もしくは暗示する本契約条件のその他の条項に影響を及ぼしません。
- 27.5 本契約条件に定められた各補償は、本契約条件の解除後も存続します。
- 27.6 お客様および当社は、本契約条件内の別紙を、いつでもいかなる理由でも相手方に通知することによって、本契約条件の別の別紙を解除することなく解除することができます。本第27条に基づく別紙の解除は、解除時に免除されていない本契約条件に基づく未履行の義務に、解除された別紙かそれ以外のいずれかに基づき、影響を及ぼしません。本契約条件に定められた各補償は、いかなる別紙の解除後も存続します。
- 27.7 本契約条件(または第27条第4項に基づく当該別紙)の解除後も、第24条第2項を制限することなく、本条項は存続し、当社は以下の一つまたは複数を行うことができます。
- (a) 執行前の注文を取り消すこと。
 - (b) 一つまたは複数の未決済の本取引またはオープンポジションを清算させるために一つまたは複数の本取引を行うこと(および一つまたは複数の本取引を清算する価値を決めること)。
 - (c) 解除時に決済されていない本取引を決済すること。

- (d) 当社が本契約条件に基づき有するその他の権利を行使すること。
- (e) 解除された本契約条件(またはその一部)の文脈により当社が合理的と考える他のことを行うか、行わないこと。

28. 総則

- 28.1 当社は、当社の義務、権限および裁量を当社の従業員の誰にでも、または複数もしくはすべてに、随時委託することができます。当社は、当社の従業員の行為または不作為に関する責任を維持します。本条項に基づく当社の委託は、書面による必要がありません。
- 28.2 苦情または異議は、当社の随時の苦情処理手続きに従って、当社に連絡していただく必要があります。解決されない苦情または異議は、お客様より金融オンブズマン・サービスまたは当社が参加する外部の紛争処理スキームに連絡していただくことができます。
- 28.3 当社は、ASXまたはその他のいかなる取引所の市場仲介者でもないことにつき、確認していただきます。
- 28.4 本契約条件およびお客様に漏れなく記入していただく申込書は、本金融商品または金融サービスおよび本契約条件に基づき参照されるか提供されるその他のサービスの規定について、本契約条件に従ってのみ後で変更されるものも含め、お客様と当社との間におけるすべての了解事項を含みます。
- 28.5 本契約条件は、オーストラリアのニュー・サウス・ウェールズ州で効力を有する法律に準拠し、それに従って解釈され、当事者は、オーストラリアのニュー・サウス・ウェールズ州の裁判所の非専属的裁判管轄権に従います。
- 28.6 当社は、本契約条件の変更を、書面、本契約条件の改訂版を当社ウェブサイトへ掲載、オンラインサービスまたは電子メールにメッセージとして掲載のいずれの組み合わせによっても通知することにより、行うことができます。変更の通知は、お客様が通知に気づかない場合でも有効です。最低通知期間は、次のうち短い方です。
- (a) 規則により求められる最低通知期間。
 - (b) かかる最低期間が規則により求められていない場合、2営業日前までの通知((c)項が適用されない場合)。

[c] (a)項に従いますが、変更が本口座もしくは当社のシステムの安全を維持するか回復するため、または法律上もしくは規制上の要件を遵守するために必要と当社が信じる場合、当社は事前に通知することなく変更することができ、変更後に可能な限り速やかにお客様に通知いたします。

28.7 本契約条件の各部分は、本契約条件の残りの部分から分離されており、本契約条件のいずれかが違法、無効果、無効または強制不能である場合、それは本契約条件の残りの適法性、効果、有効性または強制可能性に影響を及ぼしません。

28.8 当社が本契約条件に関連するいかなる権利、権限または救済を行使しないか、行使に遅延しても、当該権利、権限または救済の放棄となりません。いかなる権利、権限もしくは救済の単一もしくは部分的な行使も、当該権利、権限もしくは救済の他の部分もしくは追加の行使、またはその他の権利、権限もしくは救済の行使を妨げません。

28.9 本契約条件は、当社が本契約条件もしくはその規定の一部を提案したという理由だけで、または当社が当社の利益を守るために本契約条件の規定に依拠するという理由だけで、当社の利益に反して解釈されるものではありません。

28.10 お客様は、本条件に基づくお客様のいかなる権利も、書面による当社の事前の同意を得ることなく、譲渡またはその他の移転を行うことができません。当社は、当社の全部もしくは一部の事業の他者への売却または譲渡に関連する場合を含みますがそれに限らず、書面によるお客様の事前の同意を得ることなく、本契約条件に基づく当社のいかなる権利も、他者へ譲渡、更改またはその他の移転を行うことができます。

別紙 1

追加の表明、保証および約束

1. 信託の受託者

- [a] お客様が信託(本信託)の受託者である場合、以下につき当社に表明および保証していただきます。
- [b] 本信託はすべての適用法令に準拠して正当に設定され、かつ有効に存在しており、本信託を設定する信託証書(本信託証書)は正当に締結され、かつ正当に押印されており、いずれの場合もオーストラリアの州および準州それぞれの法律に従っていること。
- [c] 本信託証書およびその付属文書により、お客様は、当社と予定される本取引を行われる際に、お客様およびお客様が会社の場合は、お客様のいずれかの取締役が生じる可能性がある利益および責務の相反があるとしても、本契約条件およびその他の当社との合意を締結することができること。
- [d] 本信託証書、その他の文書または法律が求めるところに従い、本契約条件の締結、本契約条件に基づくお客様の義務の遵守および履行のために必要な、すべての決議が正当に可決され、すべての同意が得られ、かつその他のすべての手続き事項が処理されていること。
- [e] 本契約条件に基づくお客様の義務および本契約条件で予定される本取引のそれぞれは、拘束力のある義務を構成しており、それらの条件に従ってお客様および本信託の財産に対して完全かつ合法的に強制可能であること。
- [f] 本契約条件およびお客様が当社となされたその他のいかなる合意に基づく当社の権利も、本信託の受益者の利益に優先すること。
- [g] お客様は本信託の唯一の受託者であること。
- [h] 本信託のいかなる財産も、その他のいかなる信託または決済にも再委託、預託または譲渡されていないこと。
- [i] 本信託は終了しておらず、本信託財産の帰属日または帰属事由が発生していないこと。
- [j] 本信託証書に基づきそれまでに本信託財産を分配しなければならぬ直近日より前に、本信託財産の分配を行う決定がなされていないこと。

- [k] お客様を本信託の受託者から排除するか、または追加もしくは代替の受託者を指名する行動がとられていないこと、またはその提案がなされていないこと。
- [l] 本契約条件の締結および本契約条件に基づくお客様の義務または本契約条件で予定される本取引の履行につき、お客様に利益相反がないこと。
- [m] 適切な場合)本信託の管理者および投資運用者のそれぞれは、お客様の代わりに行為をなす権限、ならびに本契約条件に基づくあらゆる取引に関して、および本契約条件に基づき生じるその他のすべての事項に関して、当社に指図する権限を有すること。
- [n] お客様は、本契約条件において投資運用者の行動がお客様の行動であるかのように、管理者もしくは(場合により)投資運用者により当社に与えられた指図、または管理者もしくは投資運用者の行動に拘束されること。
- [o] お客様は、管理者および投資運用者のそれぞれに、お客様の代わりに通知または文書を承諾する権限を与えていること、ならびに当社が本契約条件またはあらゆる法律に従ってお客様に文書または通知を提出する責任を負う場合、管理者か(場合により)投資運用者への提出は、お客様に対する有効な提出となること。
- [p] お客様は、お客様が負担したいかなる損失もしくは責任に関しても本信託財産から完全に補償されるか、もしくは免除される無制限の権利を有し(不正行為または本信託証書もしくはお客様の受託者責任の違反に関する場合のみを除きます)、本信託の文書は、当社と予定される本取引から生じてお客様が適切に負担する当社に対する責任を果たすために、当社が本信託の資産に求償する権利を制限しておらず、かつ本信託財産はかかる補償または免除の権利を満たすために十分であること。
- [q] お客様は本信託に関連する義務を遵守されたこと。
- [r] お客様は銀行口座を開設する権限を有すること。
- [s] お客様は個人の資格で信託財産に関する契約を締結する権限を有すること。

2. ファンドの責任主体

お客様がファンド(本ファンド)の責任主体である場合、

- [a] お客様には、当社に退任の意図を通知しなければ、かつ以下の条件を満たさなければ、本ファンドの責任主体を退任してはならないことにつき、約束していた

だきます。

- (i) 後任の責任主体は、当社の承諾を受けなければならないこと。
 - (ii) 後任の責任主体は、本契約条件がその者を拘束することを確保するために当社が合理的に要求する文書を何であれ締結しなければならないこと。
- (b) お客様には、本ファンドに関して、当社の事前の同意がある場合を除き、以下を確保していただきます（または以下がなされるように手配していただきます）。
- (i) ファンドの規約（本ファンド規約）は、本契約条件に基づくお客様の義務を遵守する能力に悪影響を及ぼすか、または当社に不利益となりうるようないかなる方法でも、変更されないこと。
 - (ii) 本ファンド規約は破棄されないこと。
 - (iii) 本ファンド規約、本ファンドの遵守方針、または本ファンドに関連してお客様がカストディアンその他の機関と締結した契約が、法律により変更または差し替えなければならないと、お客様が判断される場合、当該要件の完全な詳細およびそれを遵守するためにお客様が締結を提案される文書の写しを、直ちに当社に提供していただくこと。
 - (iv) 本ファンド規約および本契約条件を遵守する譲渡以外に、本ファンドのいかなる資産も再委託、預託または譲渡されないこと。
 - (v) 本ファンド規約および法律に基づくお客様の義務が完全に遵守されること。
 - (vi) 本第2条に従う場合を除き、その他のいかなる者も本ファンドの責任主体に指名されないこと。
 - (vii) オーストラリア会社法第601FM条に従い、かつお客様が本第2条に従い本ファンドの責任主体を退任された場合およびその範囲を除き、お客様を本ファンドの責任主体から除外させるか、それを可能にするようなこと、または責任主体を退任するようなことは何もなされないこと。
 - (viii) 本ファンドの責任主体としてのお客様の役割のいずれかを遂行するためカストディアンその他の機関を指名すること。
 - (ix) 本第2条第2項(b)(viii)に従い指名されたカストディアンその他の機関の指名を解除すること。
 - (x) 本ファンド規約に基づく帰属日を変更しないか、固定しないこと。
 - (xi) オーストラリア会社法に従い、本ファンド規約および一般法令に基づき本ファンドの資産から補償されるお客様の権利を、具体的な方法で制限、排除または損なう可能性があることは何も生じないこと。
- (c) お客様には、本ファンドに関して以下につき表明および保証していただきます。
- (i) 本ファンドはすべての適用法令に準拠して正当に設定され、かつ有効に存在しており、本ファンド規約は正当に締結され、かつ正当に押印されており、いずれの場合もオーストラリアの州および準州それぞれの法律に従っていること。
 - (ii) 本ファンド規約およびその付属文書は、お客様に以下の権限を与えること。
 - [A] お客様のあらゆる資格で現在行われるすべての事業活動を継続すること。
 - [B] 本契約条件を締結し、それに基づくお客様の義務を遵守すること、および本契約条件で予定される本取引を継続すること。
 - (iii) 本ファンド規約、その他の文書または法律が求めるところに従い、本契約条件の締結、本契約条件に基づくお客様の義務の遵守および履行のために必要な、すべての決議が正当に可決され、すべての同意が得られ、かつその他のすべての手続き事項が処理されていること。
 - (iv) 本契約条件に基づくお客様の義務および本契約条件で予定される本取引のそれぞれは、拘束力のある義務を構成しており、それらの条件に従ってお客様および本ファンドの財産に対して完全かつ合法的に強制可能であること。
 - (v) お客様は本ファンドの唯一の責任主体であること。
 - (vi) 本ファンドのいかなる財産も、その他のいかなる信託または決済にも再委託、預託または譲渡されていないこと。
 - (vii) 本ファンドは終了しておらず、本ファンドの財産の帰属日または帰属事由が発生していないこと。
 - (viii) 本ファンド規約に基づきそれまでに本ファンド財産を分配しなければならない直近日より前に、本ファンド財産の分配を行う決定がなされていないこと。
 - (ix) 本契約条件の締結および本契約条件に基づく

お客様の義務または本契約条件で予定される本取引の履行につき、お客様に利益相反がないこと。

- (x) オーストラリア会社法により求められる場合を除き、かつ本ファンド規約に明示されている範囲を除き、本ファンド規約および一般法令に基づき、本ファンドの資産から補償を受け、それに担保権を設定するお客様の権利は決して制限されていないこと。およびそれに限らず、お客様は補償される当該権利を相殺する責任を負っていないこと。
- (xi) お客様は本ファンドに関連する義務を遵守されたこと。

3. 年金基金の受託者

お客様が年金基金(本基金)の受託者である場合、以下につき当社に表明および保証していただきます。

- (a) 本契約条件で予定される本取引は、本基金に関する限り、
 - (i) 1993年年金業(監督)法(SIS法)のすべての要件を遵守していること。
 - (ii) SIS法に従い策定された投資戦略に従い執行されたか、執行されること。
 - (iii) 本契約条件の締結日に有効な、本基金の規約(本基金規約)および本基金に適用される規則におけるすべての要件を遵守していること。
 - (iv) 価値および商業上の条件に関して、独立した関係で実行されたか、実行されること。
- (b) 本基金は正当に設立され、かつ有効に存在しており、本基金規約は正当に締結され、かつ正当に押印されており、いずれの場合もオーストラリアの州および準州それぞれの法律に従っていること。
- (c) 本基金規約およびその付属文書は、お客様に以下の権限を与えること。
 - (i) お客様のあらゆる資格で現在行われるすべての事業活動を継続すること。
 - (ii) 本契約条件を締結し、それに基づくお客様の義務を遵守すること、および本契約条件で予定される本取引を継続すること。
- (d) 本基金規約、その他の文書または法律が求めるところに従い、本契約条件の締結、本契約条件に基づくお客様の義務の遵守および履行のために必要な、すべての決議が正当に可決され、すべての同意が得られ、かつその他のすべての手続き事項が処理されて

いること。

- (e) 本契約条件に基づくお客様の義務および本契約条件で予定される本取引のそれぞれは、本基金の拘束力のある義務を構成しており、それらの条件に従ってお客様および財産に対して完全かつ合法的に強制可能であること。
- (f) お客様は本基金の唯一の受託者であること。
- (g) 本基金のいかなる財産も、その他のいかなる信託または決済にも再委託、預託または譲渡されていないこと。
- (h) 本基金は終了しておらず、財産の帰属日または帰属事由が発生していないこと。
- (i) 本基金規約に基づきそれまでに本基金の財産を分配しなければならない直近日より前に、本基金の財産の分配を行う決定がなされていないこと。
- (j) 本契約条件の締結および本契約条件に基づくお客様の義務または本契約条件で予定される本取引の履行につき、お客様に利益相反がないこと。
- (k) お客様はお客様が負担された損失または責任に関して本基金の財産から補償されるか免除される無制限の権利を有し、本基金の財産は補償または免除の権利を満たすために十分であること。
- (l) お客様は本基金に関連する義務を遵守されたこと。

4. 投資運用契約に基づく代理人

お客様が資産の保有および投資に関する契約(本投資運用契約)を締結した顧客(本投資家)の代理人である場合、

- (a) お客様には、当社の事前の同意なく、以下について確保していただきます。
 - (i) 本投資運用契約は、本契約条件に基づくお客様の義務を遵守する能力に悪影響を及ぼすか、または当社に不利益となりうるようないかなる方法でも、決定または変更されないこと。
 - (ii) 本投資運用契約および法律に基づくお客様の義務が完全に遵守されること。
- (b) お客様には、以下について当社に表明および保証していただきます。
 - (i) お客様は、本別紙の第2項(a)および第2項(b)に別途定められた内容の書面による確認を各本投資家から受領しており、両項のいずれかが

- 正しくないとお客様に疑わせるようなものを何も認識していないこと。
- (ii) 本投資運用契約は有効であり、お客様と本投資家のそれぞれを拘束すること。
 - (iii) お客様は、本投資家の代理人として本契約条件を締結し、そのすべての規定を遵守し、かつ本契約条件で予定される本取引を継続する権限を、本投資運用契約に基づく本投資家の代理人として有すること。
 - (iv) 本投資家は、本投資家が本契約条件でお客様として記名されているかのように、お客様が当社に与えた指図に拘束され、当社がお客様の指図で行う本取引に拘束されること。
- (c) 本投資家が受託者である場合、以下について、本投資家はお客様に保証しており、お客様は本投資家が関連する信託証書および法律により権限を与えられていることを合理的に信じています。
- (i) 本投資運用契約および本契約条件に関連してお客様が本投資家の代わりに行う各本取引を締結し、それらに基づく義務を遵守すること、およびそれらで予定される本取引を継続すること、ならびに本投資運用契約に基づく本投資家の各義務および本投資運用契約で予定される本取引は、拘束力のある義務を構成し、それらの条件に従って本投資家および関連する信託財産に対して完全かつ合法的に強制可能であること。
 - (ii) 本投資運用契約および本契約条件に関連してお客様が本投資家の代わりに行う各本取引を締結し、それらを履行すること、および本契約条件で予定される本取引を継続すること。
 - (iii) 関連する信託の受託者としての資格で、現在遂行されているか予定される信託の事業を継続すること、および信託の財産を所有すること、ならびにこれに関していかなる制約または条件もないこと。
 - (iv) 本投資家が本投資運用契約およびお客様が本契約条件に関連して本投資家に代わり行う本取引を締結し、履行するために、関連する信託証書が要求するその他すべての手続き(これにはすべての必要な決議ならびにすべての同意および承認を含みます)は完了していること。
- (d) お客様には、本投資家それぞれの代理人として、およびお客様個人の資格で、本契約条件を締結していただきます。

別紙 2

保証および補償

1. 保証および補償証書への条件の組み入れ

1.1 本保証および補償の条件は、申込書で「保証人」とされた者が締結する保証および補償証書に組み入れられる条件であり、証書はこれらの条件を明示的に言及し、かつ参照として組み入れます。

1.2 保証人は、以下について、申込書に記名された顧客による本契約条件に基づく顧客の義務の履行を保証し、当社ならびに当社の従業員、代理人および代表者に対し、行為によるか不作為によるかを問わず、顧客のあらゆる債務不履行から生じる一切の責任もしくは損失(当社が被るあらゆる派生的な損失もしくは損害を含みます)、ならびにそれから生じて当社が負担するあらゆる合理的な費用(あらゆる合理的な弁護士費用ならびに勧誘者および自身の顧客基盤にかかる経費を含みます)、損害、料金および経費を補償し、かつ免責された状態を保つことに同意するものです。

[a] 本契約条件に従い期日が到来し顧客が支払うべき金銭を当社に支払うこと。

[b] 本契約条件に基づく顧客の当社に対する義務を果たすこと。

1.3 本保証および補償は、取引に関する本契約条件の全部または一部が解除されたとしても、これらの条件に署名またはそれらを採用する各者の継続的な個別の義務であり、いかなる形でも以下により影響されません。

[a] 当社が顧客または保証人に認める猶予、遅延または猶予期間。

[b] 本金融商品もしくは金融サービスの追加を含む、顧客と当社との間の取引に関する本契約条件の修正もしくは変更、または本金融商品もしくは金融サービスに適用される本契約条件の変更。または一般的に、

[c] 記載方法を問わず、本契約条件に基づき顧客が支払うべき手数料および料金の修正または変更。

[d] 他者が「保証人」としてこれらの条件に署名したか否か、もしくはそれを採用したか否か、または顧客の当社に対する義務に関して当社にその他の信用サポートを与えたか否か。

[e] 保証人の義務に影響を及ぼすその他の事項。

[f] 当社、顧客または保証人の定款の変更。

1.4 法律により許される範囲内で、本保証および補償は、いかなる法の原則もしくは衡平法、または制定法の規定に反するとしても、現在または将来において、顧客または保証人の義務に関して当社が保有するその他の担保に追加され、それらと統合されるものではなく、またはそれらに影響されません。

1.5 保証人は当社の利益のために以下を確認し、それらに同意するものです。

[a] 当社は、自己の裁量で、「保証人」として本文書に署名するか、その条件を採用する1人もしくは複数の者、または当社に対する顧客の義務に関して当社に信用サポートを提供する者に対して、本文書の執行を選択することができること。

[b] 本保証および補償は、本文書の日付より前であるとしても、本契約条件が開始した時から本契約条件に適用されること。

[c] 保証人は本保証および補償に基づく自己の義務を遂行するためにすべてを行うこと。

[d] 保証人の代わりに本文書に署名するか、その条件を採用する者は誰でも、そうする能力および権限を有すること。

[e] 保証人は本契約条件を読んだこと。

[f] 保証人は、本契約条件に基づき期日が到来して顧客が当社に支払うべきすべての金銭、およびそれに関連して当社が相殺もしくは反対請求をすることなく被った損失または負担した責任の金額に相当する合計額を、保証人が支払われるべき金額、本取引または顧客が利用した本金融取引もしくは金融サービスを知っているか否かを問わず、当社の求めに応じて支払うこと。

別紙 3

外国為替取引

2. はじめに

2.1 以下の条件はお客様に適用され、お客様には、外国為替取引(第2条に定義されます)を取引する本注文を当社に出されるたびに、本条件に拘束されることに同意していただきます。

2.2 本別紙に定義されていない用語は、本契約条件の第2条で定める定義に従います。

3. 解釈

本別紙において、以下の用語は以下の意味を有します。

権限保有者とは、第5条に従い本契約条件に基づきお客様を拘束する権限を有する者をいいます。

買い通貨とは、お客様がポジションに基づき提供される通貨と交換でお客様が受け取られる通貨をいいます。

ディーリング(取引)とは、オーストラリア会社法に定める定義に従います。

外国為替取引とは、外国為替に関する取引をいいます。

市場レートとは、当社が自己の裁量で現行の為替レートであると決定する為替レートをいいます。当社は、銀行間外国為替市場で取引する銀行から提示を受けるか、または銀行により提示された価格から直接もしくは間接的に価格を導き出す義務を負いません。

ポジションとは、本契約条件に従ってお客様が行われた外国為替取引で、それに基づき当事者が一つの通貨の合意金額を別の通貨の合意金額と、決済日に(現物の受け渡しではなく)現金決済で交換することに合意するものをいいます(疑義を避けるために言えば、いずれの合意金額もゼロとすることがあります)。

売り通貨とは、ポジションの場合、お客様が受け取られる通貨と交換で提供される通貨をいいます。

決済日とは、関連するディーリングが行われる時に合意された日で、当該ディーリングの決済が行われる日をいいます(確認書に特定されます)。

4. 確認

本契約条件において、お客様には当社の利益のために以下につき確認していただきます。

- (a) 外国為替取引は原証券の現物を交換することなく、現金で決済されること。
- (b) 外国為替取引には明確な期間が設けられていないため、契約が決済日まで継続すること。
- (c) 当社は、本別紙に従って行うことを許されているものは何であれ自己の裁量で行うことができ、当社が形成することを求められるいかなる意見または見解も自己の裁量で形成することができること。
- (d) ポジションは、買い通貨と売り通貨を現物で交換することなく清算することができ、ポジションの定義で言及する通貨の交換および決済、ならびに買い通貨および売り通貨の定義で言及するお客様がポジションに基づき受け取られる金額またはお客様が提供される金額は、当該ポジションが受け渡しにより解消されたかのように解釈されること。
- (e) 合意された決済日があるにもかかわらず、各ポジションは受け渡しにより解消されるか、または清算により解消されるまで無期限に継続し、ポジションおよび決済日の定義で言及される決済は、当該ポジションが受け渡しにより解消されたかのように解釈されること。

5. ポジションの構築

- (a) いずれの営業日においても、お客様はオンラインサービスその他により当社に以下の提示を要請することができます。
 - (i) お客様がポジションを構築できるレートおよび金額を指定することにより要求される当初証拠金、または、
 - (ii) 買い通貨または売り通貨いずれかの金額および通貨、交換の対象となる通貨。
- (b) お客様は、提示の受領後直ちに、オンラインサービスその他により、提示を求めたものと同じポジションの構築を手配するよう当社に指図することができます。お客様の指図を当社が受領することで、お客様の当社に対する当該ポジション構築のお申し込みとなります。
- (c) 当社にはお客様のポジション構築のお申し込みを承諾する義務はなく、以下の場合に、それらに限定されることなく、お客様のポジション構築のお申し込みを承諾する義務を負いません。

- (i) 当社が通知したお客様に適用される制限を超えているか、超えることになる場合。
 - (ii) 当該ポジションに関して必要とされる当初証拠金を、当社が直ちに使用できる資金で分別口座にて受領するまで。
- (d) ポジションに関して要求される当初証拠金は、お客様のポジション構築のお申し込みを当社が承諾する前にお支払いいただきます。
- (e) 当社は、お客様のポジション構築のお申し込みを承諾する場合、ポジション構築後直ちに、ディーラー確認書の書式で当該ポジションの確認書をお客様に発行することがあります(またはお客様がオンラインサービスで入手可能な確認書を掲載することができます)が、当社が確認書を発行または掲載しないことが当該ポジションに損害をもたらすか、影響を及ぼすことはありません。当社は、ディーラー確認書を発行または掲載しない結果としていかなる責任も負いません。当社は、お客様のポジション構築のお申し込みを承諾しない決定を行う場合、取引条件に従い、かかる決定を可能な限り速やかにお客様にお知らせします。
- (f) お客様には、各確認書を受領後(または掲載後)直ちにその条件を確認していただき、確認書の内容に異議があれば確認書の発行後48時間以内に当社に通知していただかない限り、確認書の内容は、重大な過誤がない場合、ディーラーが執行された決定的証拠になることに同意していただきます。当社は、異議がある内容について当該48時間以内に書面による通知を受領した後、異議がある事項を調査いたしますが、お客様には、紛争解決のため当社に誠実に協力していただく必要があります。お客様には、かかる異議があるとしても、確認書の内容が正しく、異議はなかったかのように、当該ポジションに関する維持証拠金を維持する義務を引き続き果たしていただく必要があります。
- (g) 当社は、自己の裁量で、本契約条件に基づきお客様が保有できる未決済のポジションの価値を制限することができます。
- (i) お客様がかかる制限を超えて追加のポジション構築を決定される場合、お客様には当社から信用承諾を得ていただく必要があります。
 - (ii) お客様は制限を超えて追加のポジションを構築することができません。
- (h) 当社は、お客様に通知することで、いつでもこの制限を変えることができます。

6. 決済後に残るポジションにかかる金利チャー

ジ。

- (a) 通貨ペアにより異なりますが、当社は、ポジションにおける売り通貨のお客様による借入れに関して、毎日発生し、お客様に日次でお支払いいただくべき利息を得る権利があります。
- (b) 通貨ペアにより異なりますが、お客様は、ポジションにおける買い通貨の当社によるお客様からの借入れに関して、ポジションの決済日からポジションが受け渡しにより解消されるか、清算により解消される日まで、当社が決める現行金利で毎日発生し、当社が日次で支払うべき利息を得る権利があります。
- (c) 利払いは、ポジションに基づきお客様からお支払いいただくべき利息額とポジションに基づき当社がお客様に支払うべき利息額との間における日次の金利差に従い、当社がお客様の本口座から引き落とすか、本口座に入金することにより毎日決済いたします。お客様の本口座に十分な証拠金がない場合、お客様には、本別紙に基づき期限が到来する金額は、お客様が当社にお支払いいただく義務がある債務であることにつき、確認していただきます。
- (d) 利息をお客様の本口座から引き落とすか、本口座に入金する際に、当社は、当社が外貨の借入れ相当額につき銀行から請求されるか、支払われる金利とは異なる金利でお客様に請求するか、支払うことがあり、差額を保持することができます。
- (e) 本別紙に基づき適用される金利は、当社が自己の裁量で決定いたします。それにより本別紙第5条(a)および(b)に基づき利息を得る権利があるのは当社かお客様かが決まります。

7. ポジションの清算

- (a) 本契約条件の(本注文に関する)第6条に影響することなく、当社はおお客様がポジションの全部または一部の清算を要請する通知を当社に送られることを随時許可することができます。当社は随時、お客様の通知を承諾することに制限および条件を付けることができます(それが本注文の要件に準拠するか否かを問いません)。当社は、当該通知を受領した後、自己の裁量で選択する時に、当該取引を清算するためにマッチングする反対のポジションを構築することができます。当社の裁量を制限することなく、お客様には、これが次のいずれか遅い方の後に可能な限り速やかに生じることがあることにつき、確認していただきます。
- (i) 当該通知をお客様から受領した時

- (ii) お客様が清算を要請される通知で特定された日時
 - (b) マッチングするポジションにおける買い通貨の金額と当初のポジションにおける売り通貨の金額の差は(ある場合)、プラスの場合に「実現利益」となり、マイナスの場合は「実現損失」となります。
 - (c) 本別紙に従ったポジションの清算は、当社のすべての義務の完全な履行を構成し、ポジションに関して継続する義務が本別紙に定められるもののみとなるように、ポジションを直ちに取り消す効果を持ちます。
 - (d) お客様には、お客様が特定の価格水準に達した時に自動的にポジションを構築する指図を当社に与えられる場合、ポジションが構築される価格は当該価格と同一ではない可能性があることにつき、確認していただきます。
- (a) 当社が、本別紙に基づく再評価を実行するために、買い通貨の金額で市場レートにて購入しうる売り通貨の金額を各ポジションに関して確定いたします。
 - (b) 本第8条(a)に従って計算された金額について、
 - (i) ポジションにおける売り通貨の金額を上回る場合、差額は未実現利益に該当します。
 - (ii) ポジションにおける売り通貨の金額を下回る場合、差額は未実現損失に該当します。
 - (c) 各未実現利益の合計が「未実現利益」となり、各未実現損失の合計が「未実現損失」となります。

8. 清算されるポジションの決済

- (a) ポジションが本別紙に従い清算される場合、
 - (i) 実現利益が生じる場合、当社は実現利益に相当する金額をお客様の本口座に入金いたします。一方、
 - (ii) 実現損失が生じる場合、当社はお客様から分別口座にお支払いいただいた実現損失の金額を控除いたします(またはそれが不十分な場合、お客様の本口座から引き落とします)。
- (b) その時点で十分な証拠金があれば、本別紙に基づきお客様にお支払いいただくべき金額の全額または一部をお客様の本口座から引き落とすことにより決済することができます。
- (c) お客様が本別紙に基づきお客様に支払われるべき資金の支払いを要請された場合、当社は(自己の裁量で)お客様の本口座から当該資金を控除して、電子的またはその他の当社とお客様との間で合意した方法によりお客様にお支払いいたします。
- (d) 当社は、本別紙に基づきお客様に支払うべき資金を、外国為替取引に関してお客様にお支払いいただくべき資金と相殺することができます。かかる相殺がなされる場合、本別紙で参照する実現利益および実現損失は、相殺後に残る実現利益または実現損失の正味金額を含むものと読み替えます。

9. 再評価

当社は、いつでも市場レートを参照してすべてのポジション

を再評価することができます。かかる再評価は、以下のように行われます。

別紙 4

OTC契約

1. はじめに

1.1 以下の条件はお客様に適用され、お客様には、OTC契約（本別紙の第2条に定義されます）を取引する本注文を当社に出されるたびに、本条件に拘束されることに同意していただきます。

1.2 本別紙に定義されていない用語は、本契約条件の第2条で定める定義に従います。

2. 解釈

本条項において、以下の用語は以下の意味を有します。

調整事由とは、それに関して当社が自己の裁量でOTC契約の条件に対する調整が適切とみなす事由をいい、例として以下があります。

- [a] 対象資産が株式、債券、投資口その他の証券（またはそれらに関するあらゆる種類の預託証券）の場合、新株予約権の発行を組み合わせた無償割当、ライツ・イシュー（新株予約権無償割当）、株式分割、株式その他の併合、証券再分類または細分化による資本償還、買戻し、特別配当（法的な構成を問いません）、種類として、分配、買収、証券に関するスキーム・オブ・アレンジメントまたは類似の事由その他のコーポレートアクションがあり、取引所で取引される派生商品の調整をもたらす事由か否かを問いません。
- [b] 株式その他の証券の既存保有者に対する追加持分もしくはその他の本金融商品の分配による、原証券の保有者への支払いを伴う配当その他の回収資金を同等かつ比例して受領する権利の付与。または株式の分配を受ける権利もしくは株式を購入、引受もしくは受領する権利を付与する証券、権利もしくはワラントで、いずれの場合も当社が決定する現行の1株当たり時価を下回る支払い（現金または現金等価物により）が行われるもの。
- [c] 株式の時価に希薄化または集中的な効果を及ぼす事由。
- [d] 対象資産がインデックスの場合、それ自身が組み入れ比率の調整を認める条件以外でのインデックスの構成に対する大幅な調整。インデックスまたはインデックスの停止もしくは取り消しを公表しないこと。

- [e] 対象資産が金融市場で取引可能なデリバティブの場合、それに関して金融市場の業者がデリバティブの条件に調整を加える事由。

ベースレートとは、本条件のために当社が随時決定する金額で、お客様に通知するもの（オンラインサービス上での通知を含みます）または当社のウェブサイトに掲載するものをいいます。

OTC取引とは、一つまたは複数のOTC契約に関する本取引をいいます。

終業時間とは、関連する取引所で取引が終了する通常の間をいいます。

清算とは、OTC取引に関して、OTC取引に基づくお客様の当社に対する義務が免除または遂行されることをいい、以下を含みます。

- [a] OTC取引の条件にしたがって要求される原証券の金額または価値（インデックスの金額表示を含みます）を交付することによるもの、または、
- [b] OTC取引をお客様が相殺する反対ポジションをとった同種の取引でマッチングする結果によるもの。
- [c] 手数料および料金を調整するもの。

清算日とは、OTC取引を清算することが合意される日、またはそれより早く、本契約条件に従って実際に清算されるか、清算されたものとみなされる日、または原証券がその条件もしくはその契約内容を統制する規則に従って終了する日をいいます。

清算価格とは、清算日におけるOTC契約の価格をいいます。

清算価額とは、OTC契約の枚数を清算日におけるOTC契約の価格（インデックスの場合は水準）で乗じることにより当社が決定する価値をいいます。

契約価額とは、OTC契約の額面価額をいい、OTC契約に適用される価格（インデックスの場合は水準）にOTC契約の枚数を乗じることにより当社が計算します。

ヘッジ契約とは、当社とヘッジカウンターパーティーとの間で、OTC契約と同じか実質的に同じ条件で結ばれる契約をいいます（お客様およびその他の顧客とのOTC契約を合計してヘッジ契約に対応する場合を含みます）。

対象資産とは、当社が決める原証券で、OTC契約の場合、確認書で特定される原証券をいいます。対象資産はインデックスを参照することも可能で、その場合、本契約条件における参照箇所は、必要に応じて本金融商品の代わりにイン

デックスを反映するように変更して適用および解釈しなければなりません。

3. 確認

本契約条件において、お客様には当社の利益のために以下につき確認していただきます。

- (a) OTC契約は原証券の現物を交換することなく、現金で決済されること。
- (b) OTC契約には明確な存続期間がないことがあるため、当該契約は清算日(清算日が原証券の終了を理由として生じる場合を含みます)まで継続すること。

4. OTC取引の開始と終了

4.1 すべてのOTC取引はお客様と自己取引の主体としての当社との間で行います。OTC契約の取得はOTC契約の締結または開始を伴います。OTC契約の売却は未決済のOTC契約の清算を必要とします。

4.2 当社は、お客様とOTC取引を行うことができる価格または価額を、OTC取引の開始もしくは清算のいずれかのために随時提示いたします。お客様がOTC取引を希望される場合、当社に本注文を提出していただきます(オンラインサービスによる注文を含みます)。当社はお客様といかなるOTC取引も行う義務はなく、お客様と取引できる別の価格または価額を提示する権利を留保します。

- (a) お客様は、どの営業日においても、当社がOTC取引を直ちに行うことができる価格の提示を当社に要請していただくことができます。お客様には、当該要請に応じた価格の提示は新規のOTC取引または既存のOTC取引の清算を行う正式な申し出ではないことにつき、同意し、確認していただきます。
- (b) お客様は、当社から提示を受領した後、当社が提示した価格にて当社とのOTC取引をお申し込みいただくことができます。
- (c) 当社にはお客様によるOTC取引のお申し込みを承諾する義務はなく、以下の場合に、それらに限定されることなく、OTC取引のお申し込みを承諾する義務を負いません。
 - (i) 以下の第4条第2項(g)に基づきお客様に課せられる制限を超えているか、超えることになる場合。または、
 - (ii) それぞれのOTC取引を行うために必要とされる当初証拠金を、当社が直ちに使用できる資金

でお客様から受領するまで。

- (d) OTC取引を行うために必要とされる当初証拠金は、お客様からまだ受領していない場合、お客様によるOTC取引のお申し込みを当社が承諾する時点で当社にお支払いいただきます。
- (e) 当社は、お客様によるOTC取引のお申し込みを承諾する場合、OTC取引を行った後速やかに電子的な確認書をお客様に発行いたします。当社が確認書を発行しないことで、当該OTCに損害または影響を与えません。当社は、確認書を発行しないことから生じるいかなる結果にも責任を負いません。当社は、お客様によるOTC取引のお申し込みを承諾しないことを決定した場合には、直ちにお客様にお知らせいたします。
- (f) お客様には、各確認書を受領後直ちにその条件を確認することに同意していただき、かつ確認書の発行後48時間以内に、お客様が受領された確認書の内容に異議がある旨を当社に通知されない限り、確認書の内容が、重大な過誤がなければ、取引執行の決定的証拠となることに同意していただきます。当社は、48時間以内に本取引に異議がある旨の書面による通知を受領した後、異議内容を調査し、お客様の協力の下、紛争解決に誠実に努めなければなりません。かかる異議があるとしても、お客様には、確認書が正しく、確認書の内容に異議がなかったかのように、OTC契約に関する維持証拠金を維持する義務を引き続き果たしていただく必要があります。
- (g) 当社は、本契約条件に基づきお客様に保有していただけた未清算のOTC契約の価額を制限する権利を留保します。お客様が追加のOTC契約を希望される場合、当社の承諾を得ていただく必要があり、それ以外ではお客様に追加のOTC取引を行っていただくことは一切できません。
- (h) 当社は自己の裁量でいつでも制限を変えることができます。

4.3 当社が一つまたは複数のOTC契約を取得するためにお客様とOTC取引を行う場合、

- (a) 当社は、OTCの取得に関連して、取得されるOTC契約の枚数およびお客様にお支払いいただく必要がある金額またはお客様に受け取る権利がある金額を記載する、OTC取引に関する確認書をお客様に提出いたします。
- (b) お客様または当社(適用がある場合)は、確認書に特定された時間までに(a)項で言及された当該金額を支払わなければなりません。

4.4 当社が一つまたは複数のOTC契約を(当該契約の清算により)売却するためにお客様とOTC取引を行う場合、

- [a] 当社は、OTCの売却に関連して、売却されるOTC契約の枚数およびお客様にお支払いいただく必要がある金額またはお客様に受け取る権利がある金額を記載する、OTC取引に関する確認書をお客様に提出いたします。
- [b] お客様または当社(適用がある場合)は、本別紙に従い、確認書または取引条件に特定された時間までに(a)項で言及された当該金額を支払わなければなりません。

4.5 OTC契約にかかるすべての連絡、通知、申し込み、提示および本注文は、当社が電話その他で行うことができることに明示的に同意しない限り、オンラインサービスにより行わなければなりません。

5. 差額決済

- [a] OTC取引が未決済の期間にわたる各営業日の終業時間の後、当社は終業時間におけるOTC取引の契約価額を決めることができます。
- [b] 上の条項に従って当社が決めた契約価額が前の終業時間に関して当社が決めた契約価額を上回る場合、ショート当事者はロング当事者に差額を支払わなければなりません。
- [c] 上の条項に従って当社が決めた契約価額が前の終業時間に関して当社が決めた契約価額を下回る場合、ロング当事者はショート当事者に差額を支払わなければなりません。
- [d] OTC取引を行った営業日の終業時間における契約価額を第5条(b)または第5条(c)に従って決めるために、当社は当社とお客様がOTC取引を行うことに合意した原証券の価格を考慮に入れて契約価額を決めます。
- [e] 当社が終業時間におけるOTC契約の契約価額を何らかの理由で上の第5条(a)に従って決めることができないと判断する場合、終業時間における契約価額は、当社が自己の裁量で決める価額となります。
- [f] 第5条(e)を制限することなく、取引所において原証券の取引が停止または中止される場合はいつでも、当社は、契約価額を決める際に、自己の裁量で(それに限定されることなく)取引が停止または中止される前の最後に取引された価格を考慮いたします。

6. 配当の支払いおよび受領

- [a] お客様がOTC契約のロング当事者で、対象資産の発行体が対象資産に関して現金で分配(例えば、証券である対象資産に関する配当)を行う場合、当社は、お客様のOTC契約に対応する対象資産に関して分配金が支払われる権利落ち日後の合理的な期間内に、原証券の保有者に支払われる現金配当に原証券の権利落ち日の翌営業日における数量を乗じた金額に相当する金額(税金および費用を控除後)を、OTC契約に関連するお客様の本口座に入金いたします。当社は、対象資産の所有者としての金額またはOTC契約に関して取得したヘッジ契約に基づく相当金額を受け取らなければ、および受け取るまでは、本条(a)に基づきいかなる金額もお客様に支払う義務を負いません。さらに、当社は、当社自身が対象資産の所有者として、またはOTC契約に関して取得しえるヘッジ契約に従って受け取る金額(税金および費用控除後)を超える金額があっても、お客様に支払う責任を負いません。
- [b] お客様がOTC取引のショート当事者の場合、当社は、原証券の保有者に支払われる現金配当と税額控除または租税還付金に原証券の権利落ち日における数量を乗じた金額に相当する金額を、お客様の(関連)本口座から引き落とします。

7. OTC契約の清算

- [a] お客様はいつでも、原証券および清算を希望されるOTC契約の数量を特定することにより、OTC契約(全部か一部かを問わず)を清算する意図を当社に通知することができます。
- [b] 当社は、OTC契約を清算する意図の通知を受領後、合理的な努力を払って、清算価格の提示を行い、お客様に当該提示を(オンラインサービスその他により)通知いたします。お客様には、清算価格の提示を承諾されるか否かについて可能な限り速やかに当社に通知していただく義務があります。お客様が当社から提示された清算価格を承諾される場合、OTC契約またはその関連部分は、清算される未決済のOTC契約と反対側である以外は同じOTC契約またはその関連部分を結ぶことにより清算日に清算されます。
- [c] OTC契約の原証券にその償還、交換または終了を定める条件がある場合で、お客様がOTC契約を清算されるか、当社が承諾できる条件および期間でロールオーバーされる意図を当社に通知されない場合(お客様が当該通知を事前にされたか否かを問いません)、お客様は当該OTC契約を当社が合理的に決め

る清算価格で清算する通知を当社にされたものとみなされます。この場合、当社は当社が決める時にOTC契約を清算いたします。

- (d) 清算日の終業時間において、OTC契約(または第7条(b)に基づき清算されるその一部)の清算価額と契約価額の間差額がある場合、以下の方法で処理されなければなりません。
 - (i) 清算価額が契約価額を上回る場合、ショート当事者はロング当事者に差額を支払わなければなりません。
 - (ii) 清算価額が契約価額を下回る場合、ロング当事者はショート当事者に差額を支払わなければなりません。
- (e) OTC取引の全部または一部が対象とする原証券である証券の発行体がオーストラリア会社法(または同等の法令)に従って外部の財産管理を受けることとなる場合、OTC取引はその時点で清算されたものとみなされます。OTC取引の清算価格は、原証券が最後に取引された価格などを含む適切とみなす多くの要因を考慮して当社が決定いたします。
- (f) OTC取引の対象となる原証券が取引所での価格が提示を中止する場合、または5営業日連続で価格提示が停止される場合、当社は、自己の裁量で、第7条(g)を制限することなく、当該OTC取引の解除を選択することができます。当社がそれを選択する場合、
 - (i) 清算日は当社が決める日(早期清算日)とみなされ、
 - (ii) お客様は早期清算日に第7条(a)に基づく通知をされたものとみなされます。
- (g) 当社が清算日における、または清算日に実効となるOTC取引の清算価額を何らかの理由で決めることができないと判断する場合、清算価額は、当社が自己の裁量で決める価額となります。
- (h) 第7条(g)を制限することなく、取引所において原証券の取引が停止または中止される場合はいつでも、当社は、自己の裁量で清算価額を決める際に、(それに限定されることなく)取引が停止または中止される前の最後に取引された価格を考慮いたします。
- (i) 当社が本取引条件に従って行うすべての計算は、重大な過誤がない限り、お客様を拘束します。

8. ポジションの決済

- (a) いかなるOTC取引に関するお客様への支払いも、本

第8条に従って行われなければなりません。

- (b) OTC取引が上の第7条に従って清算される場合、または上の第5条に従って差額が決済される場合、
 - (i) 当社は、当社がお客様に支払うべき金額をお客様の(関連する)本口座に入金いたします。
 - (ii) 下の第8条(c)に従いますが、お客様には、当社にお支払いいただく金額を直ちに使用可能な資金で、支払い請求がなされた後に直ちに当社が要求する通貨で、お支払いいただく必要があります。
- (c) お客様の本口座に余剰の証拠金があれば、上の第8条(b)に従ってお客様にお支払いいただくべき金額の全額または一部は、当社がお客様の本口座から引き落とすことにより決済されます。
- (d) お客様が支払いを受けるべき資金の支払いを本第8条に基づき要請される場合、当社は支払いを要請された金額をお客様の本口座から控除して、電子的に、または合意されたその他の方法でお客様に支払います。支払い要請の対象ではないお客様に支払うべき資金は、お客様の本口座に残ります。
- (e) 当社は、本契約条件またはその他の合意に基づきお客様に支払うべき資金を、本契約条件またはその他の合意に基づきお客様からお支払いいただくべき資金と相殺することができます。

9. 調整事由

- (a) OTC取引の価格を提示する基準となる原証券に調整事由が生じるか、その可能性がある場合、当社は、当該原証券の契約価額または関係する数量(または両方)に行う調整を、もしあれば、当事者を事由が生じていない場合と実質的に同じ経済的立場に置くように決定いたします。当社は、可能な限り速やかに調整をお客様に通知いたします。重大な過誤がない場合、決められる調整は最終的なものとみなされ、お客様を拘束します。
- (b) 当社は、調整事由に対応するOTC取引の調整への参加を選択する機会をお客様に与えることができますが、かかる機会をお客様に与える義務、またはその合理的な通知を行うか、もしくはその条件を調整事由と正確に対応させる義務はなく、さらに当社は、お客様が参加を決められる選択の一部もしくは全部を承諾する義務を負いません。いかなる調整も当社が決める時に効力を生じます。
- (c) 原証券が買収提案を受けるか、または類似の事由

が生じる場合、当社は提案の終了日より前のいつでも、当社がお客様に通知する価格で、第7条に従ってOTC取引を清算する当社の意図を、お客様に通知することができます。

- (d) 調整事由が生じる場合はいつでも、上の第9条(a)に従って調整を行うことが合理的に実行可能ではないと当社が自己の裁量で判断する場合、上の第9条(a)を制限することなく、当社は調整事由の発生後いつでも、OTC取引を清算する当社の意図をお客様に通知することができます。事由が発生する場合、当社がお客様に通知した価格を清算価格として、お客様は上の第7条に従い清算通知を提供されたものとみなされます。
- (e) 上の本第9条(a)で言及される「提案」「買収」および「終了日」は、2001年オーストラリア会社法による定義に従います。

10. 未決済OTC契約のポジションにかかる利息

- (a) 金融チャージ:
- (i) お客様がOTC取引におけるロング当事者の場合、当社は日次で発生し、お客様から当社に毎日お支払いいただく利払いにより、金融チャージをお客様に請求します。
- (ii) お客様がOTC取引におけるショート当事者の場合、お客様は、OTC取引を行った日から清算日まで日次で発生し、当社がお客様に毎日支払う利払い(お客様に有利な金融チャージの入金です)を受ける権利があります。

その金利と条件は下の第10条(e)に従って参照されます。

- (b) 当社は、金融チャージ(金融チャージに基づきお客様にお支払いいただく利息額および金融チャージの入金として当社がお客様に支払う利息額)の間の金利差で、お客様の本口座から引き落とすか、本口座に入金いたします。お客様の本口座に自由になる自己資金が不十分で、お客様から正味金融チャージをお支払いいただく場合、本条に基づき、お客様には当該金額はお客様が当社に負う債務であることにつき確認していただきます。
- (c) 当社は、利息額をお客様の本口座から引き落とすか、本口座に入金する際に、異なる金利で、かつ当社が銀行またはその他の顧客もしくはヘッジカウンターパーティーを含むカウンターパーティーからの同等な借入れにつき請求するか、または支払う金利とは異なる金利で、お客様に利息を請求するか、または支払

うことができます。

- (d) 当社は、当社がお客様に請求するか、もしくは支払うことができる金額と、当社が銀行もしくはカウンターパーティーとの同等もしくは類似の借入れで請求するか、もしくは支払うことができる金額との差額を留保します。
- (e) 本条に基づき適用される金利はベースレートです。お客様に請求する金融チャージまたはお客様に入金する金融チャージの基準は、PDSによるか、許される範囲内で電子メールもしくは当社のウェブサイトへの情報掲載によるか、またはお客様がアクセス可能なオンラインサービス上で、随時お客様に通知いたします。

11. 必要証拠金

- (a) 本第11条は、本契約条件の第15条を補完し、一致しない範囲内でのみそれに優先します。
- (b) 当社とOTC取引を行う前に、お客様には、当社がお客様に当初証拠金として直ちに使用可能な資金を分別口座に差し入れていただくこと、および当社が自己の裁量で随時決定する最低維持証拠金を維持していただくよう要求することにつき、確認していただきます。必要維持証拠金は、オンラインサービスで自動的に決定されることがあります。必要とされる維持証拠金は、取引時間以外を含めいつでも、お客様に事前の通知をすることなく変更することができます。当社が要求する当初証拠金の金額および時間は、当社の自己裁量によります。当社は、当社が要求する当初証拠金の相殺を許可する義務を負いません。
- (c) 差し入れる証拠金は、直ちに使用可能な資金が分別口座にて受領された時点か、当社が認めるそれより早い時点で当社が入金するため、必要維持証拠金は、お客様の差し入れが直ちに使用可能な資金で分別口座にて受領されるまで満たされません。
- (d) お客様には当社が随時要求する維持証拠金の金額を維持する絶対的な義務があります。お客様が要求された維持証拠金を維持されなければ、自動的に債務不履行となります。
- (e) いかなるOTC取引に適用される必要当初証拠金も、差し入れの時期と金額に関して当社が自己の裁量で増やすことができます。かかる増額の場合、当社はお客様に当該増額に相当する直ちに使用可能な追加資金を当社にお支払いいただくよう要求することができます。
- (f) 維持証拠金の要求額を維持するお客様の義務に影響

響することなく、当社の裁量でいつでも、お客様は直ちに使用可能な資金を当社に支払うことで追加証拠金を分別口座に差し入れるよう、当社から要求されることがあります。

- (g) 維持証拠金の要求額を維持するお客様の義務に影響することなく、当社が要求される維持証拠金を維持するためお客様に追加資金を要求する場合、お客様には当社が要求する時までに維持証拠金を維持していただく必要があります、それは直ちに必要である可能性があります。
- (h) お客様の分別口座への支払いは、当社が一時的にこの条件を免除する場合があるとしても、当社に直ちに使用可能な資金でお支払いいただくお客様の義務を果たすものではありません。支払い義務は、直ちに使用可能な資金が当社のために受領されなければ、満たされません。
- (i) あらゆる点で、お客様の当社への支払い義務は時間厳守です。
- (j) 当社が必要とされる維持証拠金を増額する場合、お客様には、当社が直ちに使用可能な資金の形で追加証拠金にかかる支払いの受領を確認するまで、追加のOTC契約を結ぶお客様からの要請を当社が拒絶できることにつき、確認し、同意していただきます。
- (k) お客様の本口座に入金される証拠金が必要以上であっても、当社がお客様に負う債務を構成しません。お客様がすべての必要維持証拠金を満たされることを条件として、お客様には償還可能資金に相当する金額の支払いを当社から受ける権利があり、支払われた時点で、お客様の本口座の残高は対応して減額されます。
- (l) お客様には、維持証拠金の維持に関するお客様の責任は、当初または後に当社にお支払いいただく金額に限られないことにつき、確認していただきます。お客様には、お客様が維持証拠金を維持しなければならない責任の一部または全部を果たすために、あらゆる本口座にて当社がお客様の利益のために保有する資金もしくは本金融商品、またはあらゆる分別口座にある資金を引き出すかまたは充当する権限を、当社に与えていただきます。
- (m) 当社は、証拠金の請求を含みますがそれに限らず、本第11条に基づきいかなる権限または権利を行使することについても、独自で、絶対的かつ自由な裁量権を有します。
- (n) 当社が本第11条に基づき行使するいかなる権限また

は権利も、お客様を拘束します。

- (o) 本第11条において参照する時期は、週末および祭日を含みます。

12. 債務不履行後の行動

- (a) 当社は、債務不履行が生じた時またはその後、本契約条件に基づき有することがあるその他の権利を侵害することなく、独自で絶対的かつ自由な裁量で、およびそうする必要がなく、以下のうちの一つまたは複数を行うようお客様に事前その他の通知をする権利および権限を有します。
 - (i) 第15条に従って本契約条件を解除すること。
 - (ii) お客様が保有する未決済のOTC取引の全部または一部を、お客様が第7条に従って当社に清算の通知を行い、当社が決めた清算価格を承諾したかのように、清算すること。
 - (iii) 第12条(d)に従い、未決済のOTC取引の全部または一部をお客様が解除されたものとして取り扱うこと。
 - (iv) お客様が当社において有する、もしくは有することがある契約または口座を解除すること。
 - (v) お客様の本口座に当社にお支払いいただくべき金額を満たす(維持証拠金の維持を含みます)十分な資金がない場合、当社はお客様の本口座を閉鎖するため未執行の本注文を取り消すことができること。
 - (vi) 分別口座を含みますがそれに限らず、当社のカस्टディまたは支配下にある金銭または証券を含め、お客様に帰属する財産から、またはお客様が当社に預けた証券を売却することにより、もしくは担保として移転された証券を返却する必要がなく、代わりにそれらの価値(当社が決定する)を義務の相殺の計算に適用して、当社がお客様のリスクおよび費用で適切と見られる方法で当社が保有する資産もしくは証券に強制執行するなど、義務を相殺することにより、当社に対するお客様の義務を果たすこと。
 - (vii) お客様のその他の口座または分別口座から、もしあれば、お客様が当社に対して負うことがある義務を果たす目的で要求されることがある資金を移転すること。
 - (viii) 本契約条件または法律もしくは衡平法に従い当社が有することがある権限または権利を行使すること、またはオーストラリア金融サービス免許(AFSL)の保有者が要求されることがあるその他の形の行動をとること。

- [b] 当社は、当該権利の行使に遅れた結果として損失を被った、本第12条に示された権利を差し控えません。当社が自己の権利のいずれかを行使しない場合、将来のいつにおいてもそうする権利を留保します。
- [c] 当社が第12条(a)(ii)に基づく権利を行使する場合、お客様には、当社が第7条に従って自己の権利を行使する日にお客様が通知したかのように、お客様のリスクと費用でOTC取引を清算する権限を当社に与えていただきます。
- [d] 当社は、OTC取引をお客様に解除されたものとして取り扱い、第12条(a)(iii)に従って自己の権利を行使する場合、お客様が第7条に従って清算通知を行い、当社が決めた清算価格を承諾されたかのように、お客様または当社が支払うべき金額を計算いたします。当社は、OTC取引が清算価格で清算されていたならばお客様からお支払いいただいていた金額と同じ金額を、お客様の本口座から引き落とすことができます。この金額は当社が被った損害に関する合理的な事前の推定を示すものと合意されます。
- [e] 当社が第12条に従ってとるいかなる行動も、本契約条件のその他の規定を制限するものではなく、当社がその他の救済または損害に対して有するその他の権利を阻害しません。

13. 違法性

当社が本契約条件に記載される条件に従ってOTC契約をお客様に提案するか、もしくは維持することを、違法または実行不能とするか、または宣言する効果を持つ、いかなる事由が生じた場合も、当社は、お客様にその旨を書面にて通知することにより、本契約条件を直ちに解除することができます。本契約条件の解除は、債務不履行が生じたかのように、第12条(c)に従ってすべてのOTC取引を清算する結果にもなります。かかる解除のいずれも、お客様が本契約条件に従い解除前に当社に対して負うことがあったいかなる義務も免除しません。

本条における事由には、法律、規制、条約、命令、公的指令もしくは裁定の変更、またはあらゆる政府当局もしくは政府機関によるそれらの解釈もしくは適用の変更、および法律、規制、条約、命令または公的指令もしくは裁定の導入、執行、運用または実効を含みます。

14. ヘッジカウンターパーティーの手配

- 14.1 お客様には、OTC契約を取得された場合、対象資産もしくはヘッジ契約に対する権利または利益を有しないことにつき、確認していただきます。

- 14.2 当社はヘッジ契約に関して、如何なる時も顧客に周知することなく契約を締結する、完全なる裁量権を有する。

15. OTC契約の解除

- 15.1 お客様には、以下の場合に、当社がOTC契約を解除できること(その他の解除権とは別に)につき、確認していただきます。
 - [a] 対象資産が5営業日以上期間にわたり関連市場で取引ができなくなるか、取引停止もしくは取引中止とされる場合。
 - [b] 調整事由が発生し、本別紙に基づくOTC契約の条件を変更することが合理的に実行可能ではないと当社が判断する場合。
 - [c] 関連するヘッジ契約、または関連するヘッジ契約に基づく当社の権利もしくは関連する対象資産に関する当社の権利が清算されるか、ヘッジカウンターパーティーにより停止もしくは解除される(当社とヘッジカウンターパーティーとの契約の条件に基づき自動的に生じることがあります)場合。
 - [d] 当社が合理的に行動するなかで、ヘッジカウンターパーティーもしくは対象資産の発行体が、ヘッジ契約もしくは対象資産または当社と対象資産の発行体もしくはヘッジカウンターパーティーとのその他の契約の条件に基づく、当社に対する義務を果たせない可能性があると考えられる場合。

- 15.2 当社は、第15条第1項その他に基づきOTC契約を解除する場合、合理的に行動し、解除の事情、対象資産の価値(もしあれば)およびヘッジ契約に関する当社とヘッジカウンターパーティーとの間のポジションを考慮して、当社がお客様に支払うか、またはお客様から当社にお支払いいただく終了価額を決定いたします。15.1解除は、当社が決める時に効力を生じます。

別紙5

ハイロー・バイナリー・オプション

1. はじめに

1.1 以下の条件はお客様に適用され、お客様には、バイナリー・オプション(本別紙の第2条に定義されます)を取引する本注文を当社に出されるたびに、本条件に拘束されることに同意していただきます。

1.2 本別紙に定義されていない用語は、本契約条件の第2条における定義に従います。

2. 解釈

本条項において、以下の用語は以下の意味を有します。

アット・ザ・マネーとは、バイナリー・オプションの権利行使価格とバイナリー・オプションの終了時間における終了価格とが同じであることをいいます。当社のバイナリー・オプションでは、アット・ザ・マネーで終了したオプションは、アウト・オブ・ザ・マネーで終了したオプションと同様に処理されます。

バイナリー・オプションとは、終了時間において終了価格が権利行使価格を上回るか否か(コール・バイナリー・オプションの場合)または権利行使価格を下回るか否か(プット・バイナリー・オプションの場合)によって、買い手が事前に決められた固定金額(オンラインサービスで開示されます)を支払う(または入金する)店頭契約をいいます。支払われる(または入金される)金額は(もしあれば)、権利行使価格と終了価格の差額にかかわらず固定されます。バイナリー・オプションは、「デジタル・オプション」または「オール・オア・ナッシング・オプション」としても知られることがあります。

バイナリー・オプション・プレミアムとは、バイナリー・オプションに支払われるべき、または支払われた価格です。

バイナリー・オプション・対象資産とは、当社が決めるバイナリー・オプションの原金融商品をいいます。

コール・バイナリー・オプションとは、終了時間における終了価格が権利行使価格を上回る場合に(権利行使価格と同じ場合は不十分)、買い手に支払い(または入金)を行うバイナリー・オプションです。

権利行使価格とは、バイナリー・オプションがイン・ザ・マネーか否かを定めるためのバイナリー・オプション・対象資産の価格をいいます。

終了価格とは、バイナリー・オプション・対象資産の終了時間における価格です。

終了時間とは、バイナリー・オプションが自動的に終了するか、または失効する時間をいいます。

イン・ザ・マネーとは、終了時間においてバイナリー・オプションに内在価値があることをいいます。

アウト・オブ・ザ・マネーとは、終了時間においてバイナリー・オプションに内在価値がなく、無価値であることをいいます。

プット・バイナリー・オプションとは、終了時間における終了価格が権利行使価格を下回る場合に、買い手に支払い(または入金)を行うバイナリー・オプションです(権利行使価格と同じ場合は不十分です)。

3. 総則

3.1 お客様が当社にバイナリー・オプションの取引を指図される場合、お客様には、(お客様の確認および同意に依存する)当社の利益のために以下の条件を確認し、それに同意していただき、当社は以下の条件に拘束されます。

(a) 当社はお客様一人に対して、一つの取引口座のみ付与いたします。同一のお客様が、複数の取引口座を保有することを固く禁じます。第三者に成りすまして、別の名義の取引口座を使用することも固く禁じます。

(b) 当社はヘッジ契約に関して、如何なる時も顧客に周知することなく契約を締結する、完全なる裁量権を有する。

(c) 「デジタル・オプション」または「オール・オア・ナッシング・オプション」としても知られるバイナリー・オプションは、終了時間において特定の金融事象が生じるか否かによって、事前に決められた固定金額を支払います。

(d) 金融事象は、バイナリー・オプションの種類、すなわちコール・バイナリー・オプションかプット・バイナリー・オプションかによって示されます。金融事象の結果は、「バイナリー・オプションのクロージング」または「イン・ザ・マネー決済」もしくは「アウト・オブ・ザ・マネー」または類似の表現によって示されることもあります。

(e) バイナリー・オプションは、終了時間において起こりうる結果が2通りしかないので、買い手は「イエス」か「ノー」かのアプローチをとることが可能となります。「イエス」ならば、バイナリー・オプションは「イン・ザ・マ

ネー」で終了し、買い手であるお客様は、バイナリー・オプションの契約時に当社から当初提示された率(または倍率)でペイアウトを受け取られます。「ノー」ならば、バイナリー・オプションは「アウト・オブ・ザ・マネー」で終了し、買い手であるお客様はいかなるペイアウトも受け取られることなく、支払われたバイナリー・オプション・プレミアムを失います。

(f) お客様は、どの種類であっても常にバイナリー・オプションにおいて「買い手」です。(但し、転売可。)当社がお客様にバイナリー・オプションを発行します。

(g) お客様は、終了時間前(権利行使時間)にバイナリー・オプションのポジションを清算することが認められています。お客様が権利行使時間の間にバイナリー・オプションを実際に清算または権利放棄される場合、

(i) ペイアウトはお客様が支払われたバイナリー・オプション・プレミアムを下回ります。お客様は、バイナリー・オプション・プレミアムがイン・ザ・マネーの場合にはペイアウトを受け取りますが、バイナリー・オプションが終了時間まで継続してイン・ザ・マネーで終了したならば支払われることになるペイアウトを下回ります(期限前ペイアウト)。

(ii) 終了時間前にバイナリー・オプションを解消される場合の期限前ペイアウト金額には解約料がかかります。当社は、解約料を事前に決めることができませんが、解約料がかかる場合には、終了時間までに残された時間、バイナリー・オプション・対象資産の市場価格のボラティリティ、一般的な市場状況、当社のヘッジ契約およびその他の関連する要因を誠実に考慮します。

4. バイナリー・オプションの契約

(a) お客様がバイナリー・オプションを契約される前に、当社は、お客様がバイナリー・オプション・プレミアムを分別口座に支払われるか、またはバイナリー・オプション・プレミアムの支払いに十分な資金を分別口座に残されており、かつお客様の当社に対するすべての義務を果たされていることを要件とします。

(b) 当社は、バイナリー・オプションが契約されると直ちにバイナリー・オプション・プレミアムに対する権利を取得し、したがってその時点より分別口座から引き出して当社に支払うことができます。

5. バイナリー・オプションのポジションの決済

(a) 第3条第1項(f)に従い、バイナリー・オプションは、

イン・ザ・マネーの場合に自動的に権利行使されます。3.1(f)お客様がそれらを権利行使するために何もする必要はありません。

(b) いずれのバイナリー・オプションに関しても、お客様への支払いまたは分別口座からの引き出しは、本第5条またはその他の法律が求めるところに従って行われなければなりません。

(c) 終了時間において、お客様のバイナリー・オプションは、次のいずれかとなります。

(i) イン・ザ・マネーで終了:当社は、当該バイナリー・オプションにつきペイアウトに相当する金額をお客様に支払います。

(ii) アウト・オブ・ザ・マネーで終了:当社は、自身への支払いとして、終了時間の直後と法律により求められる時間の早い方で、バイナリー・オプション・プレミアムの支払いに相当する金額を、分別口座から引き出します。

(iii) アット・ザ・マネーで終了:当社は、自身への支払いとして、バイナリー・オプション・プレミアムの支払いに相当する金額を、分別口座から引き出します。

6. バイナリー・オプションの変数

6.1 特定のバイナリー・オプションに関する変数は、オンラインサービスを通じて開示されます。これらの変数には、バイナリー・オプション・対象資産、権利行使価格、終了価格、ペイアウト率(またはペイアウト倍率)、期限前ペイアウトおよび終了時間が含まれます。

6.2 お客様には以下につき、確認し、了承していただきます。

(a) 終了時間は、バイナリー・オプションを発注したすぐ後となること(ほんの数分の場合さえ)あります。

(b) 当社は、お客様のインターネットもしくは携帯電話の通信プロバイダーを原因とするエラーまたは寸断を含む、電気通信の遅延または寸断を原因とするいかなる種類のいかなる損失または費用についても責任を負わず、お客様に賠償しません。

(c) お客様には、バイナリー・オプションをその終了時間前に清算するか、または権利行使する限定的な機会があります。

(d) 当社は、お客様がバイナリー・オプションをその終了時間前に終了した場合の解約料を事前に決めることができません。

- [e] 当社は、自己の裁量で終了価格を決定します。
- [f] 当社は、バイナリー・オプションの時間中で終了時間前に以下が生じた場合には、いつでも自己の裁量で、本取引を清算してお客様が支払われたバイナリー・オプション・プレミアムに相当する金額をお客様に払い戻し(または入金)することができます。
 - [i] 当社がバイナリー・オプション・対象資産に関する価格情報の受領(レート更新)を中止する場合。
 - [ii] 当社の合理的な意見において、バイナリー・オプション・対象資産の価格に大幅な変化を合理的にもたらす可能性がある重大な発表がある場合。